

## 平成26年第1回森町議会12月会議会議録（第1日目）

平成26年12月9日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 4時12分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の報告について  
平成26年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 5 議案第 1号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 3号 森町発達支援事業センター条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 4号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 5号 森町病院長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 6号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 7号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 12 議案第 8号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 13 議案第 9号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 14 議案第10号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 15 議案第11号 森町地域活性化広場設置条例制定について
- 16 議案第12号 渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の変更について
- 17 議案第13号 路線の認定について
- 18 議案第14号 平成26年度森町一般会計補正予算（第5号）
- 19 議案第15号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 20 議案第16号 平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 21 議案第17号 平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 2 2 議案第18号 平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）  
 2 3 議案第19号 平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正  
 予算（第2号）  
 2 4 議案第20号 平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）  
 2 5 議案第21号 平成26年度森町水道事業会計補正予算（第1号）  
 2 6 議案第22号 平成26年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）  
 2 7 議案第23号 訴えの提起について  
 2 8 意見書案第1号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書  
 2 9 意見書案第2号 漁業用燃油に係る軽油取引税免税措置の堅持に関する意見書  
 3 0 議員の派遣について  
 3 1 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長	16番	野村	洋君	副議長	1番	菊地	康博君
	2番	山田	誠君		3番	宮本	秀逸君
	4番	松田	兼宗君		5番	前本	幸政君
	6番	川村	寛君		7番	西村	豊君
	8番	木村	俊広君		9番	堀合	哲哉君
	11番	小杉	久美子君		12番	長岡	輝仁君
	13番	三浦	浩三君		14番	東	秀憲君
	15番	黒田	勝幸君				

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	梶	谷	恵	造	君
副町	長	片	野		滋	君
会計	管理者兼	釣		隆	吉	君
出納	室長	池	田	勝	元	君
監査	委員	木	村	浩	二	君
総務	課長	安	藤		仁	君
選挙	管理委員会	小	田	桐	克	幸
書記	長兼監査	小	井	田		徹
事務局	書記長	木	村	哲	二	君
防災	交通課長	伊	藤		昇	君
契約	管理課長					
企画	振興課長					
税務	課長					

収納管理課長	久保康人君
保健福祉課長	山田仁君
保健福祉課参事	住吉英勝君
保健福祉課参事兼	金丸由起子君
保健センター長	佐々木陽市郎君
住民生活課長	横内仁司君
環境課長	横工藤秀則君
農林課長兼農業	黒川安明君
委員会事務局長	菊池一夫君
水産課長	新田清文君
商工労働観光課長	岩瀬英一君
商工労働観光課参事	富原尚史君
建設課長	川村光夫君
建設課技術長	落合浩昭君
砂原支所長	坂井定幸君
地域振興課長	香田隆君
町民サービス課長	清清水雅信君
兼保健対策課長	若松丸幸弘君
教 育 長	金中島孝将君
学校教育課長	武井肇君
学校教育課参事	金丸義樹君
社会教育課長	澤田勝則君
兼公民館長	柏田明仁君
生涯学習課長	坂田明幸君
体育課長兼	石島則幸君
体育館長	小山松裕章君
給食センター長	山田春一君
図書館長	山田英一君
さくらの園・園長	
病院事務長	
上下水道課長	
上下水道課参事	
消 防 長	
消 防 署 長	

○出席事務局職員

事務局長	藤田司志君
議事係長	村本政子君
庶務係長	喜田和子君

○会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成26年第1回森町議会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、12月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの持ち込みや携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか、電源を切って入場されるようご協力をお願いします。

ここで会議に先立ち、11月7日にご逝去されました中村良実議員に対し、議会、町、傍聴者の皆様と深い哀悼の意を表するとともに、故中村良実議員に弔意をあらわすため黙祷をささげたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（野村 洋君） 黙祷を終わります。

ご協力ありがとうございました。お座りください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、小杉久美子君、12番、長岡輝仁君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

また、11月7日にご逝去されました広報広聴委員会委員長の中村良実議員の後任に山田誠議員が11月25日付で委員長に就任しましたので、お知らせします。

次に、審議日数ですが、本日から12月10日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、1、暴風雪対策について、12番、長岡輝仁君の質問を行います。

○12番（長岡輝仁君） 暴風雪対策についてをご質問いたします。

森町の除雪業務は、402路線、延長215キロメートルを実施しているとのことで大変ご苦労までございます。昨年の3月にオホーツク地方や石狩地方での吹雪などにより道路に立ち往生した車両が48市町村で929台、人間が741人が一時的に避難所などに身を寄せたとのこと。北海道危機対策課によると、暴風雪による死者は9人で、負傷者は8人などと報じられていますが、以下お聞きいたします。

北海道は、この災害を契機に道路管理体制の強化策を検討する方針とありましたが、伝達がありましたか。

平成23年度に建設課から町内会長宛てにきた文書では、除雪出動基準を8センチから10センチに変更したとのこと。除雪費の削減が目的だと思いますが、いかがでございますか。

また、風に対する出動基準がありますか。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 長岡議員の暴風雪対策についてご質問にお答えいたします。

1点目につきましては、平成25年11月22日に道道通行規制情報の伝達等に関する取り組みについての説明会がありまして、注意喚起パンフレットを平成26年1月号の広報で折り込み配布したところでございます。

2点目の除雪出動基準10センチメートルへの変更につきましては、近隣町も参考に基準を引き上げました。これにつきましては、ご質問のとおり、経費の削減が目的ではありません。しかし、状況により吹きだまり、路面のわだち、湿り雪等の気象状況を掌握し、地域住民からの通報などにより確認しながら、交通に支障が予想される場合は基準以下においても出動をしております。

3点目の風に対する出動基準については現在ございませんが、降雪がない場合においてもパトロールなどにより吹きだまりが確認された箇所については出動をしております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○12番（長岡輝仁君） 町長の答弁で8センチから10センチで除雪費を削減ということで

ございますけれども、8センチも10センチも大した変わらないのではないかと私は思っております。この役場の庁舎で見る天気と私ども山間部に住む者の風の強さ、降雪量、かなりの差があるのです。それで、建設課の担当者はよく知っていると思っておりますけれども、やはり山間部で吹雪のたまるところは知っていると思っております。一冬に何台かの車が雪に突っ込んで、助けを求めのを見聞きしております。それで、雪というよりも風速に対して、全く雪がなくても風吹けば雪が飛んで歩くのです。私も含めて何度か吹雪の中に突っ込んだ経験がありますけれども、想像を絶するものがあります。そこに車を投げてうちにも帰られないし、やはりそこから車を脱出しなければならないのです。それで、どこに電話をしたらいいのか急のためわからないし、その辺をやはり町の建設課がたまには山間部を回って森の市街と山間部の風の強さの違い、そういうのも調べているのかなど。その辺も含めてもう一回質問します。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 休憩をもう一度いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 長岡議員の再質問にお答えいたします。

やはり森町、駒ヶ岳の周囲をぐるっと囲んでいる、4分の3が町の所有する敷地でございます。いろいろな風によって冬期間においては山間部、もしくは逆に平地部が吹雪と申しますか、吹きだまりによって非常に交通の不自由な場所があらわれる場合がございます。そういったところでこのパトロールについては、町の職員も一応パトロールをさせてございます。そしてまた、除雪を請け負っておる業者さんにもこのパトロールをお願いして、そういった場合に基準以上のそういう通行に障害のある場所がある場合にはそこも除雪していただくように、もしくは町で抱えておる車両係に行ってもらったりと、そういう対応をしておるところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 暴風雪対策についてを終わります。

以上で12番、長岡輝仁君の質問は終わりました。

次に、2、町長公約の進捗度について、グリーンピア大沼について、15番、黒田勝幸君の質問を行います。

初めに、町長公約の進捗度についてを行います。

○15番（黒田勝幸君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問を2問についてさせていただきます。質問は、なるべく簡潔にやりたいと思っておりますので、町長も前向きな答弁を期待しております。よろしく申し上げます。

町長は、6つの公約を掲げ、平成24年10月14日に当選し、2年2カ月になろうとしております。それぞれの公約について現状と進捗度はどのようになっているのか、また今後の見通しや達成度についてお尋ねいたします。

(1)、災害に強いまちづくりということで、噴火、地震、火災、風水害などのあらゆる災害に強いまちづくりを総合的に進めます。

(2)、自然エネルギーを活用したまちづくりということで、脱原発を目標に水力、風力、太陽光等を活用し、売電事業に取り組みます。

(3)、地場資源を活用した活力あるまちづくりということで、有望な栽培事業に力を注ぎます。クリーン農畜産技術の普及と持続可能な林業経営を目指して体制強化に努めます。上下水道の普及率向上と耐震性を考慮した設備の更新に取り組みます。商工業、観光事業と連携して産業活力を高め、あわせて雇用と就労の促進を図ります。

(4)といたしまして、健康、福祉で健康なまちづくりということで、スポーツ振興と健康、生きがいつくりを促進、はつらつとした元気な町民を育てます。生きがい事業を発展させて、観光振興への寄与を図ります。

(5)といたしまして、自然環境の改善でございます。自然と共生する循環社会を目指すためブナ林の育成、竹林の造成等に取り組み、災害の防止とあわせて豊かな海づくりの促進を図ります。

(6)、参画、協働によるまちづくりということで、町民と行政が協働してまちづくり活動を展開していくよう努めます。満足度の高い町民サービスに応えるため事務事業の無駄を省きますということでございますので、お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員からは、私が2年前に主張してまいりました6つの主張、11項目についてご質問いただきました。1つの項目が複数の課にまたがり、長い時間を要することなど、答弁書を作成するに当たりまして迷いましたが、省略いたしますと内容が不備となることなどからご理解いただきますようお願い申し上げながら、通常より時間を要するかもしれませんが、お答えをいたします。

まず、災害に強いまちづくりです。毎年のように発生する土砂災害、火山噴火、地震などの災害はいつ起きてもおかしくありません。ただし、日ごろから災害に対する十分な備えを行うことにより、被害を軽減することは可能であり、それは災害に強いまちづくりにつながるものと確信しております。そのためにはやはり根幹となる町民、地域の皆様、そして行政が自助の精神のもと災害対策に自主的に取り組み、さらには自助、共助、公助の

円滑な連携が重要であると考えております。町では現在自助、共助、公助の基本理念のもと災害時における高齢者、障がい者などの避難支援対策を推進しており、日ごろからの地域コミュニティの醸成を促進しながら、あわせて災害の未然防止や災害発生初動期における総合的な地域防災体制の確立を図ってまいりたいと考え、取り組みを進めております。

また、自然エネルギーを活用したまちづくりですが、平成25年度で森町に沿ったビジョンを策定するために必要な太陽光や風力、小水力、地熱、バイオマスなどの新エネルギーの賦存量や利用可能量について調査を行い、推計してまいりました。平成26年度ではこの調査結果をもとに町民アンケートなどを通して町民の意見をいただき、今後の森町での新エネルギーの活用に向けた導入目標を取りまとめるため森町地域新エネルギービジョン策定業務を進めております。産業関係者、専門分野や住民代表の方々による森町新エネルギービジョン策定委員会を設置し、11月28日の4回目の委員会をもって終了いたしました。現在最終の取りまとめ作業を行っており、年内にはビジョンが策定される予定となっております。議員の皆さん方には年明けに報告したいと考えておりますことを申し添えます。

公約の最終目標である脱原発社会を目指すため、売電事業だけではなく公共事業への導入や町民への助成など、さまざまなアプローチを図っていきたいと考えております。その一つといたしまして、教育的な観点から平成27年度に小規模のマイクロ水力発電施設を設置し、小中学生の皆さんに電気の仕組みを直接学んでもらおうと考えております。また、住民の方々の目に触れやすい場所を選定し、普及啓発に努めてまいります。発電した電気は、周辺の防犯灯などで利用したいと考えております。

温室効果ガスの排出を抑制し、環境に優しい持続可能な地域社会構築のため今年度から実施の住宅用太陽光発電システムの設置に対しての助成は、10件の申請を受けております。さらに、議会9月会議で補正予算計上いたしましたペレットストーブの導入モデル事業につきましては、町民スキー場、駒ヶ岳小学校の2カ所に設置をいたしました。

以上の取り組みによって、少量ではありますが、CO<sub>2</sub>の削減につながっております。化石燃料に依存せず、二酸化炭素を排出しない環境に優しいまちづくりにもつながりますので、取り組みを今後も進めてまいります。

3点目の地場資源を活用した活力あるまちづくりについてですが、品質向上や安定生産のため栽培管理、品種選定などの課題があります。特に基幹農作物であるカボチャは、重労働作業が避けられないため機械化、省力化できる作物への転換、施設野菜のトマトは省力栽培や機械化などの方向性に向け、各関係機関と連携し、取り組んでいかなければなりません。農業者みずから安全、安心、環境に優しい農作物を生産するため、化学肥料及び農薬を削減しておりますが、普及を進めるためには多くの困難が予想されます。各農家が肥料、農薬の使用状況を把握し、今後どれだけ減少できるかが課題であります。現在認証制度を活用した取り組みを進めておりますが、取り組む作物の選定や全体的な取り組みが可能かどうか、JAや関係機関との協議が必要であります。農業者の皆さんに情報提供を図り、支援政策を利用しながら普及に努めてまいりたいと考えております。

漁業に関しましては、ホタテ栽培事業が最も有望であり、安定的な生産を現在も維持しております。この状況を維持していくため関係機関と連携し、貝毒発生、へい死、生育不良などのメカニズムを早期に解明するとともに、付着物の抑制を図る対策に引き続き全力を注ぐことが重要であります。加えて漁協の方針に沿って水産技術普及指導所と連携し、森地域はホタテ養殖業の補完目的でホヤ養殖の種苗生産試験を実施しております。また、砂原地域ではナマコの種苗生産試験と三石昆布の栽培事業を町の補助金を活用して実施しております。さらに、水産資源の回復に向けて、両地域ではハタハタの産卵礁設置事業が進められているところでございます。

森町が作成している森町森林整備計画は、平成27年度からの5カ年計画の作成見直しが行われます。作成に当たり森林の機能を考えながら、町有林の伐採、植林等につきましては伐期を迎えている林分も多くなっていることから、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から計画的に推進してまいります。

上下水道につきましては、水道管の移設工事や修繕工事の際は耐震管や耐震性のある継ぎ手を使用し、制水弁を増やすなど耐震化対策を行っております。将来にわたり安定した下水道サービスを町民の皆様に提供していくための指針として下水道中期ビジョンが策定されており、下水道未整備地区を含めた整備の進め方や下水道施設の維持管理や修繕の効率化を図っております。平成27年度には森町水道事業ビジョンを策定する予定でございます。これは、将来の水道のあるべき姿を明示するとともに取り組むべき事項、方策を提示し、水道未普及地域の解消や耐震性を考慮した設備の更新を含め、目標を実現化するための基本理念となるものであります。さらにはこれをもとに施設整備費用や年次計画といった具体的な内容を示した水道事業基本計画の策定に取り組んでまいります。

また、森、鹿部、七飯町の連携により活動している環駒ヶ岳広域観光協議会においては、北海道新幹線開業を見据えて、ワークショップなどを通じ、地域の強みを生かした滞在交流型の観光商品を開発するなどして道内外の観光商談会で旅行代理店や旅行雑誌社などにPRを行っているところであります。ワークショップには観光協会やホテル、交通機関などの観光関連業界の方々のほか、商工会議所や商工会の商工団体、農協や漁協、農業者や漁業者の方々などさまざまな業種の方々にご参加いただき、活発な活動をしているところでございます。森町単独で行っている長期滞在ビジネス推進事業におきましても、その事業の推進のために発足した研究会に環駒ヶ岳広域連合観光協議会同様、観光関連業界のみならずさまざまな業種の方々のご参加をいただき、長期滞在型の観光商品の開発や長期滞在者が快適に過ごせる仕組みづくりを行い、道内外の観光商談会で旅行代理店や旅行雑誌社等にPRをしているところであります。このような活動を通じて、約1年3カ月後に迫った北海道新幹線開業という絶好のチャンスを生かし、多くの観光客の方々に森町にお越しいただき、雇用の場も増加させるよう取り組んでまいりたいと考えております。

国の交付金事業である緊急雇用創出事業により失業に対して雇用、就労機会を創出し、

平成25年度では着地型観光推進事業など5事業を実施し、6人の雇用を創出し、平成26年度では外国人観光客おもてなし人材育成事業など2事業を実施、3人の雇用を創出しております。また、平成25年度の冬期就労対策事業では、冬期間の失業対策として61人、延べ610名の雇用就労機会を創出しており、26年度につきましても同様の成果が見込まれると考え、取り組んでまいります。

4点目の健康、福祉で元気なまちづくりについてですが、当町においても高齢化が急速に進み、本格的な高齢化社会を迎える中で、本年12月1日現在の高齢化率は32.36%となっており、平成32年には35.63%になるものと推測されております。平均寿命を延ばすことと健康な長寿を実現していくことが高齢者と社会にとって真に豊かな長寿社会にあって重要と捉え、総合健診の無料化、ワクチン接種等の啓発による推進と適度な身体運動をすることで健康、体力を維持、増進する方策を進めております。また、生活習慣病が増加していることから、正しい食習慣を身につける健康な食生活の推進と食生活など明るい生活に欠かせない口腔衛生の普及啓発活動を実践し、生涯を通じた健康づくりを進めてまいりました。

生活弱者対策につきましては、外出支援サービス（福祉タクシーなど）、食の自立支援事業（給食サービス）、また緊急通報体制整備事業を初め、各種福祉対策により対応しているところです。

介護保険事業につきましては、制度開設から15年が経過し、制度内容等についての周知が進み、住みなれた森町で生活するための介護支援活動を進めているところであり、現在森町高齢者福祉総合計画策定に向け検討を進めております。

少子化対策につきましては、少子化が進んでおります。子育て支援として児童に係る医療費を無料化とする支援対策を拡大し、実施しているところでございます。

5点目の自然環境の改善についてですが、ブナ林の育成、竹林の造成については森林整備に包含されますが、治山事業や伐採、植林等、環境に配慮した森林計画を推進することにより国土の保全、水源の涵養など森林の多面的な機能を考え、環境に配慮した森林整備で災害の防止とあわせて豊かな海づくりに向けて取り組んでいるところでございます。

6点目の参加、協働によるまちづくりについてでございますが、森町では町内会組織があり、それぞれの町内会の特色を生かしながら、高齢者が触れ合う集いや配食サービス、防犯パトロール、ひとり世帯への声かけ運動、クリーン作戦などさまざまな活動を通し、地域のまちづくりに取り組んでいただいております。また、女性団体や福祉団体、老人クラブなどの各種団体では、地域づくりのための交流会や研修会、ボランティア活動など幅広い活動にお努めいただいております。砂原地区で続いております花いっぱい運動は、全町に広がりを見せ、活動が行われております。

以上のように町内ではいろいろな活動が行われておりますが、行政といたしましては住民の方々が必要としているさまざまな情報を迅速かつ的確に提供するため、広報もりの充実に努め、町内会連合会や各種団体との連携を深めていきたいと考えております。また、

地域の課題解決に向け、各種交流事業の充実を図り、明るく住みよい参加、協働のまちづくりに努めてまいりたいと思っております。

以上、私が2年前に町民に訴えてまいりました6つの主張について答えさせていただきました。まだまだ十分とは言えない進捗状況でございますが、就任から今日の間には異常気象やそれに伴う災害の発生、最近では御嶽山の突然の噴火による人的災害なども発生いたしました。当時一番に主張してまいりました災害に強いまちづくりなどは、ますます重要性を増していると感じております。全ての主張をあわせますと、まちづくり総合計画につながるように網羅したつもりでしたが、柔軟な対応に配慮しながら、町民の利益につながるよう今後におきましても全力を取り組んでまいりますことを申し上げまして、大変長いお答えになりましたことをあわせておわび申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） それでは、何点かについて再質問させていただきます。

最初の災害に強いまちづくりということでご答弁をいただきました。強いまちづくりということでございますけれども、これに関連して災害というのは避難ということも当然あわせて考えていかなければならないと、こういうことだと思います。それで、町長は就任して2年間経過したわけでございますけれども、この間まだ一回も町民全体を網羅した中での避難訓練やっていません。やはりこれを速急にやったほうがいいのでないかなと、こう思っているのです。

それと、いつも議会で話題というより問題になっていますけれども、屋内用個人受信機でございます。町民の間から、砂原地区の方はよろしいのですけれども、旧森町のほうは何もついていないのが現状でございます。将来のデジタルどうのこうのという問題もあるでしょうけれども、デジタルになってもこれ使えるという話も聞いているのです。これはこれで使えるという話も聞いているのです。だから、その辺も調べてみまして、危険区域、地域というか、そういうところからでもやっていただきたいと。これは1台四、五万かかるということですから、大きな財源が必要になってきますけれども、情報を早くとって、いち早く避難することが命を守る一番のあれになりますので、ぜひこれ検討していただきたいと。

それから、避難所ですけれども、それぞれあります。それこそ海拔云々ということもありますから、低いところにある避難所は避難してもまたすぐ避難しなければならないということになるのでしょうか、石谷小学校です。ここも避難所になっています。石谷、それこそ本茅部というのか、すぐ山だから逃げるにしても大変です。石谷小学校いいのですけれども、ご存じのようにかなり高いところに位置してございますので、雪のないときはいいのだけれども、これから雪積もった場合に雪ちゃんとかいてくれなかったら避難できないのです。その辺もどう考えているのかなと、こう思っております。

それと、2点目の新エネルギーです。これについては、先ほどありました森町新エネル

ギービジョンということで、いろいろ検討なされているようです。それと、具体的に小水力発電、これをまず来年度からやりたいと。そして、生徒さんにも勉強していただきたいということです。事業をするに当たって国からの助成金というのがどのぐらい出るものかなど、こう思っているのですけれども、これがどんどん進んで、それこそ売電事業のほうまで進んでくればこれは大変ありがたいことなのですけれども、その辺まず。

それから、地場資源を活用した活力のあるまちづくり、農業、漁業について聞きました。特に漁業については、今ホタテが海外のほうに輸出してかなり安定した収入を得ているということでございます。これもいつまでも続くということでないし、ホタテも水温の関係でいろいろ死んだりなんたり過去にありました。そういうこともまた考えられますので、それにかわるものということでホヤだとかナマコだとかと町長今言っていましたけれども、やはりこういうものも含めて、ホタテに何かあったときでもそれにかわるようなものを作っていくことによって漁業者が安定した収入を得られるというようなものをどんどん進めていっていただきたいなど。当然そういうこと考えているとは思いますがけれども。

それから、上水道、水道につきましては既に40年経過しています。それで、27年から水道ビジョン策定というの言っていました。そういうようなことでやっているのでしょうかけれども、これは膨大なお金かかりますので、いずれこれもやらなければならない事業ですから、そのための基金を毎年幾らかずつ積み立てしていくとか何かしなかったならば、やるやると言ったら金なければできないことだから、そういうことをやっぱり考えていったほうがいいのかなど、こう思っております。

それと、6番目にありました参画、協働によるまちづくりで、町民と行政が協働してまちづくりを展開していくのですよと。だから、これは行政と町民が話し合っ、どういうまちづくりをするかということなのです。実は、11月28日に公民館で町長と青年会議所の理事長との対談がありました。私も聞きに行っていました。これについては、事前に町民アンケートをとり、それに基づいて町民の聞きたいところを町長に聞いたわけです。その中で、いろいろありましたけれども、1点だけ、森町の現状をどう思いますかという問いかけがございました。それに対して町民は、満足しているというのは11%、満足していないというのが80%です。町長これ記憶あると思うのですけれども。びっくりしたのです。それで、満足の理由は、自然が多い、災害も少ない、ショッピング施設があると、これ満足なのだ。それから、満足しない理由、多くの企業でもらえる給料で生活できないと。いわゆる給料でこの町では生活できないということなのです。それから、医療体制、特に夜間、休日が不十分だ。活気がない、年寄りが住みにくい、学校教育に疑問を抱くと、これびっくりした、教育長。何なのだろう、これ。一生懸命やっているのに。こんなのが結局満足していない理由ということで挙がっているのです。私の感想、私はこれまで森町は住みやすい町だと思っていました。しかしながら、80%の町民が満足していないというアンケート結果を見て本当に驚いているのです。町長はどう思ったのか。町長は就任して2年間過ぎました。町民との対話集会を一回もやっていない。今回の青年会議所の主催した

ようなことをやっぱり町長も主催して町民との対話集会やって、町民の考え方を吸い上げて、それを行政に反映していかないとまずいのかなと、こう思っているのです。それが参画、協働、町民と行政が協働したまちづくりという軸なのでしょう、町長。そうだね。だから、私は、町長新人だから、新聞見ると新人の町長よくやっています。出ています。梶谷町長は、2年2カ月たつけれども、まだやっていないのだ。だから、青年会議所と対談やったようなことを町長がみずから町民の考え方を聞いて、それを行政に反映していったならばよりよいまちづくりができるのでないかなと、私は端的にそういうふうに思っているのです。その辺をもう一度再質問で聞きたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時50分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、災害についての部分からでございます。避難訓練についてですけれども、今ちょうど防災計画今年できました。この次は当然災害計画をつくって、具体的に町民の避難を実施してみる、これは大変大事なことであります。今現在も各町内会で単体で取り組んでいるところもありますけれども、町としてこれは27年度実施をするようにこれから検討してまいりたいと、そのように思います。

また、2番目の防災無線戸別受信機についてでございますが、この設置、とにかく戸別受信機の設置は必要性は非常に感じております。そしてまた、設置についての補助制度等有利な財源、財政支援もいろいろと探してございますが、まず依然として見込めない。そして、たびたび申し上げております今後デジタル化への移行なども見きわめる必要がございますことから、引き続き今後の財政状況等の推移を見守りながら、最終的な判断をしていかなければならないと、そういうふうに考えております。

そしてまた、避難所でございますが、旧石谷小学校のところですが、入り口までは冬期間でも建設課のほうで除雪対策をしております。ただ、駐車場については、やっぱり何がしかあったときにはしなければなりません、今のところ冬期間入り口までで対応しているという状況でございます。

また、新エネルギーの小水力発電、これについての補助額でございますけれども、ちょっとはっきりした金額は今のところ確認できておりませんが、後ほどお答えしたいと、そのように存じます。

また、地場資源の活用、ホタテ、この数年非常に好調でございます。今現在輸出でも国内でも非常に有望な取り組みを行っている。この維持継続に対しまして、まず長く続くように町としても応援していきたいと、そのように思っております。

また、水道に関してですが、基金等のご提案でございましたけれども、今現在のところ基金なくても何とか計画を進めることができるなど、そのように担当課でも考えてございます。また、必要な場面があればこの基金等の準備もさせていただければなど、そのように思っております。

最後の参加、協働によるまちづくりでございますが、青年会議所のアンケートの部分ですけれども、あれが一体町内のどのくらいの何件からの回収があったのかというのがちょっと定かではございません、やっぱりあの中でも指摘されている部分というのはいろんな点で私も取り組んで、考えていかなければならない部分だと認識をしております。その中で、町民との直接的な対談でございますが、町内会とのいろいろな移動町長室に対しまして2件ほどのご案内があつて取り組んでまいりました。その後、町内会からもどこからもそういったご案内がございません。全ての方々に向けて1カ所に集まっていたかどうかというのは、ひょっとしたら会場手狭になってできない可能性もございますので、やっぱりこういったものは今後ももし要望があればこれからも地域に足を向けて、そして町民との直接的な対話に臨んでいきたいと、そのように思っております。

小水力発電でございます。金額的な数字は定かではございませんが、地域づくり総合交付金を活用して取り組んでまいりと、そのように考えて今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 町長公約の進捗度についてを終わります。

次に、グリーンピア大沼についてを行います。

○15番（黒田勝幸君） それでは、2問目に参ります。グリーンピア大沼についてでございます。

この件については、平成25年3月議会で質問をしております。質問内容につきましては、グリーンピア大沼の施設は平成17年3月に町が1億5,638万円で取得し、グリーンピア大沼株式会社が運営しております。賃貸料は年額2,000万円です。この施設は、平成8年に建設された建物であり、今後ますます修繕費がかかることが予想されております。将来の町財政を考えた場合、この施設を売却し、固定資産税をいただいたほうがいいのかと思っておりますと質問しております。町長の答弁は、ご指摘のようにこれからは維持管理費の増大も懸念される場所です。この施設については、公共性、公益性の確保についても熟慮した上で、売却がいいのか、または指定管理者がいいのか、あるいは直営がいいものなのかを含めて今後の課題とし、検討させていただきたいと答弁をしております。

なお、この施設は、平成27年2月28日で購入代金の分割払いが終了し、年金資金運用基金との売買契約で定めた用途指定の履行義務が終了しますので、売却も可能になりますが、その後どのような検討をされたのかお尋ねいたします。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） グリーンピア大沼について黒田議員の質問にお答えします。

昨年12月、グリーンピア大沼株式会社から平成27年3月で施設の賃貸契約が終了するが、新たに賃貸借契約の締結をしたい旨の通知がございました。この意向を受けまして、グリーンピア大沼株式会社と締結の方向で今現在進めており、契約内容については現在協議中でございます。1月中には取りまとめをし、2月に議員の皆さんに報告したいと考えております。

平成8年に建設されたホテルは、今年で18年経過し、その他の多くの施設も老朽化が進んでおります。また、グリーンピア大沼からは、ボイラー取りかえなどいろいろな改修などの要望を受けております。議員ご指摘のとおり、今後ますます修繕費がかかり、町財政に対する負担の増大が危惧されるところです。町民の多くが憩える場所として利用できる貴重な場所でありまして、現在の形態で施設が継続される方向となれば売却という考えも一つの方法と考えております。売却の場合、株式会社グリーンピア大沼との不動産賃貸借契約内容が優先されます。まずは現賃借人である株式会社グリーンピア大沼も方針や計画をお持ちかと推察いたしますので、十分な協議の中で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 今回の答弁で昨年12月にグリーンピアのほうから改めて契約したいのだと、そうですね。ということは、買えないということをお前提で言っているものか。ということは、私が質問で売ったらいいのでないですかと言っているのだ。それに対して町長は、売却がいいか、指定管理者がいいか、直営がいいかということをお言っているのです。今はこれ指定管理者で貸しているのでしょうか。だから、この結論出たら改めて契約したいと、そうしたいということをお今町長言ったよね。だから、町長、これ検討したのか。売却がいいか、貸したほうがいいか、売ったほうがいいかということをお検討したの。町長の答弁を踏まえて、去年の3月だから、しゃべったの。本来検討委員会なりつくって、協議してやるものでないの。検討委員会とかつuckingしているのか。ということは、買うときもそういう委員会つくってやった。それで、町で買うということ決まって、それからなおかつ貸すときもちゃんと一般公募して、あのとき9社かな、応募あったのです。それで、最終的に今のグリーンピアさんが借りているわけなのだけれども、やはりこういう大きなあれなのだから、当時固定資産税が6,000万以上入っていたのだ。今町のものになったから固定資産税入らないでしょう。2,000万円の賃貸料です。そうでしょう。だから、これからますます古くなるから、修理代もかかるから売ったらいかがですかという質問に対して町長そう言って3通りを挙げたのだから、この間検討委員会なり何かつくって検討して結果がそうなったのかちょっと聞きたい。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

黒田議員おっしゃっているように検討委員会等、売却すると、本当に売却するというような場合には当然検討委員会等を立ち上げて、いろいろとご意見を伺って、最終的な判断

をしていかなければならないと、そのように思っております。ただ、現状態ではまだグリーンピア大沼株式会社との契約が履行されて、継続されておりますので、これにつきましてまだ賃貸借の状態のままでございますので、現契約者とのいろいろな話の中で今日まで進んでまいりました。まだそういった売却等についてまで進められた状況ではございませんが、町としても現在の契約者との契約の内容の中でまず進めていかなければならない部分があると思います。そういった中での先ほどお話しいたしました12月にそういった継続したいという旨の申し出がございましたので、それについて進めておるところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（黒田勝幸君） 答弁になっていないのだ。全くおかしい。貸すことになっても、それはそれでいいのだ。今まだ貸している期間が終わらないから、そういうことできないような話ししているけれども、そういうことと違う。どうなってもいい、それは。だけれども、やっぱり町民の代表も巻き込んだ中で検討委員会をつくって結論を出さなければだめ。町長言ったでしょう。売ることがいいか、貸すことがいいか、町直営がいいかと言っているのだもの、去年の3月に。来年の3月でこれなるわけでしょう。再契約になるのでしょう、恐らく。だから、ちゃんと余裕を持ってこっちはしゃべっているのだ、去年の3月から。だから、この間やっぱり検討委員会なりなんなりつくって、町民の代表者も来てもらって、いろいろ意見を聞くの。その上で判断しないと、こういう大きな事業なのだから。だめだ、これ。

だから、今までだってこの10年間で5,381万3,000円かかっているのでしょうか、修理代。それで、既に改修要望なんて来ているわけでしょう。それ見たら7,400万来ているでしょう。そのほかにボイラー取りかえてくれとか、温泉の泉源というのか、これもあれだからオーバーホールだかしなければならぬ、取りかえなければならぬとかそのほかにも来ているでしょう。ますますかかるのだ。だから、やり方は3通りあると町長言ったのだから、そういうものをみんなで検討しないで、向こうから来たからこれでいいのだと、今貸しているからそんなことできないなんて話違う、全然。おかしい。だって、グリーンピアさんのほうだって期限来る間際になって売ることになったからとなったら困るでしょう。従業員とか会社の運営上困るでしょう。だから、早くにやるのだ。例えば売るとなったら、今いい時代だからインターネットで流せば、グリーンピアさんに最初に言って、グリーンピアさんが要らないと言ったら、それはそれで一般公募すればいい話で、話が折り合わなかったら貸すとかいろんな方法考えればいいことなのだから。

私は、最初からあれ買うときからしゃべっているのだけれども、買わないほうがいいということしゃべっているのだ。ということは、建物とかあんなのは本当にお荷物になるのだ、最後になつたら。だから、どうも町長が向こうで貸してくれと言ったから、ああ、そうですかと貸したような感じだから、どうも町長の答弁と整合性がないというのか、おか

しいのだ、全く。町長民間出身だもの、もう少し幅広く考えたらいいのでないの。悪いけれども、今2,000万もらっているけれども、議会から代表2人出た、私と同僚議員が。当時の理事者1,000万で貸すと頑張っていたのだ。それで、我々頑張っただけ2,000万にした金だから。だから、1,000万で貸してあったら修理代でなくなってしまうのだ、はっきり言って、これからますます。そういう施設なの。そして、貸しますと言ってしまったら、もう決まってしまったということに理解するしかないの。それだったらちょっとやり方に不満持つ。もうあとしゃべらないから、どうぞ。

○町長（梶谷恵造君） 再答弁させていただきます。

まず、グリーンピア大沼とのお話の前に、黒田議員おっしゃっているように建物としてのだんだん老朽化を考えていった場合に恐らく膨大な金額が補修するのにかかっていると、そういうことからやっぱり売却も視野に入れた検討というのは私も考えながら、担当課ともお話をまず課の中でもんでまいりました。そういう中で、今現在の契約状況の中を確認させていただきまして、まず売るとすれば優先的に今のグリーンピア大沼との交渉になると。それは、議員も恐らくご存じのことと思います。そういう中で、昨年までは現持っているグリーンピア大沼さん方も買う意思は基本的に持っていないと、そういう計画だったのですが、こここのところにきまして若干内容、ニュアンス的なものが変わってまいりました。そういったことを考えますと、今すぐ来年の3月に売る、買う、そういうお話にはならない状況です。今後今度は期間が短い状況になると思いますが、短い契約期間になると思いますが、先方とのどこまでどういう考えをお持ちなのかはっきりした考えを引き出した、それからお互いにお話しさせていただいた上で、結果グリーンピア大沼が買わないのであれば次の買い受け先、もしくは公募するのか、そういったことを考えていかなければならないと、そういうふうに思っているところでございます。そういったことを勘案しまして、今のところまずは実際に運営をされておりますグリーンピア大沼とのいろいろな交渉、ただし今回借りる部分についてもその中身についてはいろいろな条件的なもの、将来的なものを考えた上での賃借になると、そのように思っております。いろいろな部分検討される中で、やっぱり当初の賃貸借契約を無視した私どもの考え方というものそれは相手方に対して失礼なことかなと、そのように思っておりますので、きちんと現状の施設の運営を基本的に考えながら、今後も進めてまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） グリーンピア大沼についてを終わります。

以上で、15番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、3、森町企業振興条例の制定について、2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） それでは、通告に従いまして、1点質問させていただきます。

森町企業振興条例の制定ということでございます。我が森町の施策、制度については、農漁業者にはそれなりのさまざまな面での利子補給、または助成制度があるわけござい

ますけれども、各企業に対しては目立ったものがないのが現状であります。そこで、森町内の中小企業の振興の促進を図るため、事業活動の継続、増大を目的とした設備投資を初め、雇用者の拡大や労働環境の充実を図る業者に対して応分の助成を行い、経営における投資意欲を促し、森町経済の発展及び雇用の場の確保、拡大を図る政策を実施すべきであると私は考えております。

町内の各企業の雇用拡大に対する助成の一例として、新規雇用者1人当たり50万円程度、また外国人技能実習生の受け入れ1人に対して30万円程度、さらには500万円以上の設備投資等々に対しての3分の1程度の助成措置を講ずるのはいかがでしょうかと、そういうふうには私は思います。というのは、特に森町の基幹産業であります水産加工業者等は、人口の減、高齢化の影響で労働者不足が深刻化しております。外国人に頼らざるを得ない状況にあります。この労働者不足に対応する外国人技能実習生の受け入れ等により、雇用経費が相当かさんでいる状況が現状でございます。さらには、4月の消費税アップ、そして今回の電気料金の値上げ等々で経営は悪化の一途をたどっており、各事業所は苦境に立たされておるのが現状であります。このままでは森町内の業者も廃業をも視野に入れなければならない企業も出てくる可能性がございます。

森町の生産額の中で一番高額な水産加工業を元気づけまして、経済界の活性化を図るべきであり、ひいては森町全体の活力あるまちづくりの源となり、雇用の創出、少子化の防止、そして人口減の歯どめが図られるものと期待するものでございますので、森町の最重要課題として早急に企業振興条例を制定し、対応すべきであると考えますが、町長の所見をお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員のご質問にお答えします。

森町では、中小企業の育成振興並びに経営の合理化を推進し、設備の近代化による体質改善をする中小企業に対して事業運営に必要な資金を融資することにより、経営の安定と健全を図ることを目的とした中小企業特別融資利子補給費補助金を設置しております。融資対象は、常時使用する従業員が100人以下の会社、または個人で、運転資金は貸付額500万円以内、貸付期間5年以内、基本利率3%で、町がそのうち1.25%を利子補給しております。また、設備資金は、貸付額1,000万円以内、貸付期間10年以内、基本利率3.5%で、これも町がそのうち1.25%を利子補給しております。利用実績は、平成23年度は16件、24年度は13件、平成25年度は9件が制度を活用しております。

また、企業立地を促進するため、町内に工場、試験研究施設及びソフトウェア施設を新設、または増設するものに対して助成措置を行う企業立地振興補助金を設置しており、補助要件を満たした企業が基準年度から3年間各年度の固定資産税の額に相当する額の2分の1の範囲内の額が補助されます。利用実績は、平成21年から23年までは2件、平成24年から26年までは1件の利用があり、一定の効果が見られます。

ご質問のように中小企業の振興の促進につきましては、私も重要な政策課題だと認識しております。山田議員のご提案は一つの方法かもしれませんが、森町としては助成措置よ

りも先に中小企業の自主的な経営の向上につながる支援が重要であると考えております。今後も森商工会議所や砂原商工会と連携を図りながら、中小企業の皆様へ現在の町の施策のほか国や道の支援事業を周知するなど、中小企業の経営が安定化し、雇用の確保、拡大につながるよう取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 今町長のほうから縷々説明ございましたけれども、今の利子補給の部分いろいろございますけれども、特別融資枠、いろいろある。または、利子補給が1.25%あるということなのですけれども、要するに今私の一番の目的としているのは加工業者に対する支援なのです。これは、森地区は商工会議所、砂原地区は商工会ございますけれども、それぞれの事業種によって相当異なっているわけなのでございますけれども、先般も議会と各業者との対話集会行いました。その中でもこれらが一番目玉であるというふうにも業者も言っているわけなのです。それで、常勤の職員が50人以下とか50人以上とか100人以上とか、雇用の人数が3人とか6人とか10人とかと変わるわけなのですけれども、今現在外国人が水産加工業者に来なかった場合どういうふうになるかということは大変な話なのです。経営が成り立たない状況になってきているのです、既に。だから、私はそういうふうにならない前に防止対策をとっていただきたいなど。

町長知っているかもわかりませんが、2014年度の統計で、統計でみる市区町村のすがたという統計表を出している。総務省で発行しているのですけれども、それ見ると相当数森が多いわけです。例えば外国人が196人、八雲が90人、長万部が50人、こういうふうになっている。森が断トツで高い。そして、製造の出荷額、これ統計ですからまともな金額かどうか把握できませんけれども、多分この倍から3倍はあるだろうと思っておりますけれども、森町は398億8,000万出している。これは渡島管内でトップなのです。2位の八雲町との差120億あるのです、森と八雲が。これだけ森町の生産額を業者が頑張っているわけです。金が上がっていると。その分森町の財政的に税金等々で相当寄与しているわけなのです。こういうことをやっぱり理解していただかないと今後大変な話になると思うのです、現実問題として。だから、できるだけ早目にそういうことを町長がみずから勇気の決断をもってやっていただきたいというふうに思うのです。

外国人は今どこから来ているかご存じですか。もう中国はほとんど来ないのです、森町には。なぜ来ないかといったら、今ご存じのように為替レートが高い。それから、中国の生活水準が上がってきた。森町は、加工屋さんが行って面接すると。従来はその5倍も10倍も来たと。今は採用したい人数ぎりぎり来るか来ないかしかわからぬと。それで、今はベトナム、タイのほう等々に中国以外のアジア諸国に出向いて行って雇用労働者を確保しに行っているのです。それだけ加工業者の方々は苦勞しているのです。そういうことをやはり理解してあげないと大変なのです。ただべろっと来るわけでないですから。宿舍の建設も考えなければならない、空き家の部分も借りなければならない、または買収しなければ

ばならない。そういうことで海外の労働力を確保していかなければならないということで、経営者は相当知恵を絞って頑張っているのです。こういう現状を町長踏まえてあげないと、これから森町疲弊していきます、完全に。高齢化、今まで働いていた若い母さん、父さん方ももう年いってきている。子供は生まれません。森町にも住まない。そしたら、労働力が全然なくなってくる。どうしますか。これ大変なのです、町長。だから、私はその前にこの一番生産額の上がるものから手をつけて、先ほど言ったように利子補給だとかそういうものはいろいろわかります。だけれども、加工屋さんというのは一番生産額が高いのだ。これをむげにゼロにするということにはならないと思う。もう一回お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

森町として水産加工関係の生産額非常に大きいのは私も認識しておりますし、今現在従業員の確保に非常に苦慮していると、そういったお話も存じ上げております。そういった部分でございますが、本来であれば地域の従業員が確保できれば一番これがいいことなのですけれども、地域の従業員を募集しても一人も応募が来ない、そういう状況も耳にしておられますので、やっぱり根本的に何か問題点があるのかなと、解決しなければならない部分があるのかなと、そのようにも考えております。

ただ、この従業員の確保に対して、そしてそれに対する支援のあり方なのですけれども、従業員を募集するそういう団体、組織もございまして。そういった方々一生懸命いろんな取り組み、また中国人の従業員だけではなくて、よそのほうにも目を向けながら努力されておられるお話も聞いております。町は、間接的にその団体に対して支援をしておる状況であります。これからはそういった部分では支援を強めていく部分は考えておりますが、まず直接的なこういう議員ご提案のような部分というのは、やっぱり公平性、それから将来的な根本的な部分ではなかなかできることではないかと、そのように考えます。総務省のほうにも私もいろんな点で働きかけをしながら、この従業員の確保の問題につきましては取り組んでいるところでございますが、今後も町として関係団体に支援をして協力してまいりたいと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 内容的にはわからないわけでもないですけれども、実際に砂原地区の場合であれば渡島国際交流事業の協同組合がございまして。そういうところの事務の方々、または理事の方々とも、先ほどの方ではないですけれども、数回協議すべきだろうと、話し合いを持つべきだろうと私は思っているのです。

それで、町長はわからないかもわかりませんが、担当は知っているだろうと思えますけれども、もう既にこういう制度を渡島管内で採用している町村があるのです、現実的に。非常に発展的な運用をされていると。これは、今年の4月から行っている町があるのです、現実的に。だから、もう布石を打っているわけですね。そういうふうになるということわかっているわけだ。先ほど町長が言ったように従業員のその団体組織にいろいろあ

っせんだとかそういうのやったって来るわけないのです。先ほど言ったように従業員の募集やったって一人も来ないというのです。函館のハローワークにやったって一人も来ない。もうそういう時代に入ってしまった。であればどうするかといったら、もう外国人の実習生の力しかないわけです。これに町長やっぱり避けて通れないところがあるのでないですか。そうしないと、先ほど言いましたけれども、森町の経済社会が崩れていくのが目に見えています。先ほど町長は、水産加工業者の水産額知っていますと言っていましたけれども、それがなくなったらどうなるかということ。大変な時代に入ります。だから、その前に一応今はそういう段階の部分で対応しています。していかなければならないけれども、今町長言うようにそのほかにいろんな策があればそれはそれで進めていけばいい話であって、とりあえず今年や10年は絶対変わるわけないですから、その辺をひとつお願いしたいなど、私はそう思っているのです。それで、話をしているのです。でない雇用関係も出てこないし、加工業者もそうですし、従業員の方々もお金が入ってこないということになれば町の商店街も潤わないし、全てが潤わなくなってくると。そういうふうになると大変な話なのです。その辺もやっぱり町長がよく考えて、先ほど言ったように布石としてやっていただきたいなど。もう一度見識のある答弁をお願いしたい。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

とにかく雇用、働き手がないと、全てを機械化できない、そういう職種でございますから、どうしても従業員の確保が問題になってくると。ただ、内容もかなり前とは違って、職場の環境等も非常に改善されておる、そういったところが逆に町の中には全く伝わっていない。そういう会社側のいろんな努力ももうちょっと必要なのかなと。いまだに水産加工場関係ですと非常に3Kから4Kという、そういうイメージで捉えられている。そういった取り組みも今後は必要なのかなとも思います。

この外国人労働者、それから就労者の確保というのは、さかのぼりますと自動車関連産業でも当時違う国から来ていたり、それからそれがいろんな国にその年ごとに移り変わってきております。町として生産額が減っていくというのは非常に重要な部分でございますし、他の町でこの運用をしているというのも私存じ上げております。ただ、地域に応じた実情がございますので、これを運用している地域はかなり切迫した状態なのかなと、そのように思います。そういったことを心配されて提案されている山田議員のお考えもわかりますけれども、今後我が町はもう少し違う面でいろいろ方策を考える必要があるなど、そのように思っております。

今後も国際交流にかかわる団体等といろいろ協議をさせていただきながら、どんな支援ができるのか、そういった部分で協力してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 森町企業振興条例の制定についてを終わります。

以上で2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、4、防災体制の拡充について、入札制度の改革について、地方創生に向けたまち

づくりについて、13番、三浦浩三君の質問を行います。

初めに、防災体制の拡充についてを行います。

○13番（三浦浩三君） それでは、通告に従いまして、3つの質問のうち最初の防災体制の拡充について、まず町長、教育長の見解をお伺いいたします。

新森町として10年を迎えようとしておりますが、これまでに風台風による倒木、東日本大震災での地震、津波、雨台風による川の氾濫や低地の浸水と土砂の流出など、その時々には職員や関係者が懸命な対応をしてきたことにまずもって敬意を表する次第です。さて、私はこれまで数回防災について質問させていただいておりますが、以下について町長及び教育長にお伺いいたします。

1つ目、津波災害に対応した防潮堤の未設置地域（砂崎灯台近辺の自然公園部位）の現状と上部機関や自然保護団体等との取り組みについて。また、老朽化した防潮堤の改修についての内容と完成期、今後の経過について伺います。

2つ目として、これまで当町の指定避難所は、各地区の公共施設や地域会館でしたが、耐震性や立地条件が懸念される施設が多々あり、それらの改善策をどのように進めるつもりか。また、災害の種類による避難に自主的、あるいは予防避難をする場合がありますが、各施設でどのような対応をされてきたのか。また、今後向上させるための方策について。

3つ目に、当町には現在土砂災害危険箇所が68カ所ありますが、住宅地域の近傍には未指定の懸念箇所もあると仄聞しており、追加指定が想定されるところがどのぐらいになるのか。広島市での土砂災害の経験を生かし、命を第一に考えた対応、対策をどのようにとるべきか。

4つ目、平成24年12月会議で危険地域に対する戸別受信機の設置をの答弁について取り組み方法はどのように進んでいるのか。また、森港から国道278号線までの避難道についての進捗状況を伺います。

5つ目として、緊急避難場所や避難所の確保等を含め地域住民や民間企業との災害時支援協力要請や協定について町長にお伺いいたします。

6つ目として、避難支援制度や集団避難を円滑に進めるためには住民同士の互助の心を醸成し、またふだんからの教育や訓練が必要と感じますが、どのような取り組みをされてきたのか。また、今後どのように進めるつもりなのか伺います。

7つ目として、災害に強いまちづくりを進めるためには行政だけでは到底かなわないのは自明の理です。自助はもちろん互助、共助を邁進させるために各町内会や民間企業等への防災対策費の援助や補助制度を導入してはどうかと考えますが、どうか。

以上、7項目についてお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員から防災体制の拡充についてご質問をいただきました。お答えいたします。

なお、教育長に対するご質問もございしますが、私から総括して答弁させていただきます。ご理解をお願いいたします。

1 点目の防潮堤に関するご質問についてですが、砂崎灯台付近の現状につきましては、合併以前に灯台のすぐ近くまで侵食されておりましたが、離岸堤が設置されたことにより現在は離岸堤から灯台まで砂が堆積されている状態であります。しかしながら、灯台西側方面が侵食されるように変化してきていることから、管理者である北海道に建設海岸360メートルの侵食対策を要望しておるところでございます。また、自然保護団体との取り組みにつきましては、シロハヤブサの飛来時期と施工時期及び構造物の高さについて調整しております。護岸の改修につきましては、老朽化対策で平成23年度から石倉海岸、津波、高潮対策で平成25年度から押出海岸及び小石崎海岸において事業を実施しております。いずれも既存の護岸の海側に新しい護岸を設置するものであり、完成時期は平成31年度を予定しております。このほか鷲ノ木海岸の離岸堤、本茅部海岸及び沼尻海岸の斜路閉鎖、度杭崎海岸の護岸工、砂崎海岸の侵食対策を北海道に事業要望しております。

2 点目でございますが、現在避難所等の公共施設は防災拠点施設の3施設及び避難所等の74施設であり、合計77施設となります。このうち耐震化の必要な施設は、防災拠点の2施設、役場庁舎と砂原支所です、及び避難所33施設の合計35施設となります。平成23年度に森、砂原中学校の耐震改修が終了し、平成24年度に砂原支所、砂原公民館の耐震診断、平成25年度に役場庁舎、森町民体育館の耐震診断を実施しております。森町民体育館につきましては、次年度耐震改修を予定しております。今後につきましては、統廃合を含めた耐震化や建てかえ等について町財政を勘案した上で関係課、所管課と協議して進めてまいりたいと考えております。

また、自主的避難等についてでございますが、直近の例で申しますと昨年8月18日の大雨時に住民より自主避難したい旨の要望がありました。それを受けて町としましては、漁村センター、森町公民館を開設しております。漁村センターは、要望があつてから21分後の12時46分に開設し、翌19日12時15分に閉鎖、森町公民館は要望があつてから2分後の13時に開設し、翌19日13時50分に閉鎖しております。今後につきましても今以上に气象台から発表される警報等の情報収集及び町内パトロールを強化しながら、迅速な対応をしてまいりたいと考えております。

3 点目でございますが、ご指摘のとおり、北海道で公表している危険箇所は森町内で68カ所あります。うち2カ所については、土砂災害警戒区域等に指定されております。なお、指定に向けての住民説明会等諸手続につきましては、主に北海道、森町では函館建設管理部が行うこととなります。最終的には全ての危険箇所について指定を目指すこととなりますが、函館建設管理部と協議の上、可能な箇所から進めていくこととなります。また、土砂災害につきましては、やはり大雨警報及び土砂災害警戒情報などの情報を最大限に活用し、いち早く避難勧告、指示を発するなどして住民の避難行動につなげることが重要であると考えます。

4 点目でございますが、危険区域に対する戸別受信機設置は、その必要性を感じてはいるものの、設置についての補助制度等有利な財政支援も依然として見込めないこと、あわ

せてデジタル化への移行なども見きわめる必要がありますことから、引き続き今後の財政状況等の推移を見守りながらの判断とならざるを得ないところでございます。また、森港から国道278号線への避難道路につきましては、渡島総合開発期成会において平成26年度にその整備を要望しており、以降も継続して取り組んでまいります。

5点目でございますが、災害時に対処する手段の一つとして、自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有しているさまざまな分野の民間事業者と協定を締結することは、広域的確な応急復旧活動を行う上で大きな期待が持てます。森町では、現在災害時における協力協定を13締結しておりますが、今後も協定による避難場所の確保なども検討しながら、さらに充実させていきたいと考えております。

6点目でございますが、災害発生時における迅速な避難及び避難支援は、ご指摘のとおり、平常時からの住民同士のコミュニケーションの醸成がとても大事なことと認識しております。森町では、現在災害が起こったときに高齢者など自力で避難することが困難な方の避難支援対策を進めているところであり、各町内会役員及び民生委員の皆様への説明会においてふだんからの助け合いについてお願いをさせていただいているところです。今後も本制度、避難行動要支援者避難支援制度の整備を軸にしながら進めていきたいと考えております。

7点目でございますが、阪神・淡路大震災や東日本大震災などでも示されましたように地域住民の自助、共助により多くの方の避難、または救助等が行われました。それと同時に公助の限界も改めて確認される結果となりました。森町では、地域の防災力の強化を目的として、自主防災組織設立及び活動に対しての補助制度を導入しております。前述の各町内会さんへの説明会時にも資料を用いてその必要性をお話しさせていただきました。新たな支援制度などにつきましては、いろいろな形態も考えられますので、情報収集も重ねながら検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○13番（三浦浩三君） ただいまの答弁で何点か再度お聞きします。

1点目としまして、2番目にあります自主避難、予防避難、これが全部で避難場所は77カ所あると言っておられましたけれども、その災害の種類によって今ある77カ所全て有効に使える場合もあると思っております。ただし、その避難所、避難場所が住民の方々どこへ避難すればいいかとか、どのような開設の方法をとってもらえるのかとか、要は住民に対しての告知、お知らせをこれ全てする必要があると思うのです、その地域、地域に応じて。例えば地域会館であれば誰が鍵を持ってあけてもらえるのかと。町内会長さんがみんな持っているわけではないと思っております。また、公共の施設、そういうところで特に大きな安心できる器としての各学校があると思っております。そういう場合に要請来た場合に常に臨機な対応をしてもらえるその体制、受け入れ態勢というのは当然確立しておく必要があると思っておりますので、その辺のお知らせというものを非常に皆さんにしておく必要があると思っておりますので、

その辺のこれからの住民説明というものをぜひお願いしたいなど、それがまず1点。

それと、4番目です。森港からの避難道の去年ですか、今年ですか、一応周辺住民に説明会などもやったはずなのです。その辺で今後の進みぐあいがその後ぱたと何もないと。これは、非常に道のほうへ強く申し入れする必要あるのではないかと思います。あわせて砂崎地区の防潮堤、その辺の道に対しての働きかけというもの、これ大変必要なことだと思いますので、今後の取り組み方法というものを、多分町村会の中での優先順位というのがあると思います、各市町村が出してくるもの。ぜひ上位に持っていけるような働きかけというもの、これは町長の政治活動の重要な課題だと思いますので、その辺の考え、取り組み。

それと、もう一つ、7番目の援助、補助制度でございますけれども、それぞれ町内会であれば町内会独自の取り組みというものができる体制というのは残念ながら今の状態では、自主防災組織の本当に2万か3万円のお金では何にもできないのが現状だと思います。それと、防災意識というものを高めてもらうためには、既にある一定以上の従業員を抱えた各企業はそれぞれの会社の中に自主防災組織というものを組織しなければならないことになっているはずで。それをもっと後押しするための民間企業への補助というものもこれも当然防災意識を高めていく中では必要かと思っておりますので、その辺の考え、十分練った答弁でお願いしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時54分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

午後1時まで昼食のため休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

まず、三浦議員の質問の途中でございまして、再質問に対しての町長の答弁からということになりますけれども、町長。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目、自主避難についてでございますが、災害に応じた避難場所についてでございますけれども、例として駒ヶ岳の場合で申し上げますと既に作成、配布済みのハザードマップも平成22年に作成したもので、そろそろ更新時期について検討しなければならないと考えております。これにあわせてご指摘の避難場所について周知を図るなどしてまいりたいと考えております。

また、施設の鍵の保管につきましては、通常の会館等につきましては住民生活課、学校等につきましては教育委員会が管理しており、あわせてそれぞれの施設の管理人が保管しております。避難所の開設がスムーズに運ぶよう連携をとり、これを進めてまいりたいと思います。

また、2点目、道道砂原線から国道278号線間の津波避難道路整備に対しましてでございますが、これにつきましても、また防潮堤につきましても今やはり森町は渡島総合開発期成会の一員として動いてもございます。私もその中の一員としまして、これからも道、国に対して強く要望を訴えていきたいと、そのように思っております。

また、3点目、町内会などへの補助制度でございますが、現在自主防災組織に対する活動補助金は、議員申し上げましたとおり、要綱により3万円を上限としております。この金額につきましては、組織設立を促すための金額という意味で設定したという側面がございますので、今後その活動の充実を考えたとき実態に即した金額について同様の制度を持つ自治体の状況も踏まえながら検討してまいりたいと思っております。また、各事業所に対する支援につきましても同様に検討させていただき、これから進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ございますか。

○13番（三浦浩三君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 防災体制の拡充についてを終わります。

次に、入札制度の改革についてを行います。

○13番（三浦浩三君） それでは、引き続きまして2問目といたしまして入札制度の改革について町長に所見をお伺いいたします。

町長の基本理念に住民との協働でのまちづくりが執行方針でも述べられておりますが、急速に進む高齢化や人口減の中でこれまで以上に住民や民間企業との協働でのまちづくりの必要性を痛感しております。そこで、この協働での取り組み方法としまして、自治労、総務省なども推奨しています公契約制度と総合評価制度を活用した入札方法がありますが、特徴としては入札参加企業の労働賃金の引き上げ拡充と地域貢献度合いのポイント制の導入ですが、地元企業を優先した入札方法の導入をし、民間企業や民間団体等の力をかりながら、地域の福祉の向上を図れないものか検討する余地があると思っておりますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員の2点目のご質問でございます。

入札制度の改革について、まず公契約制度ですが、工事等を競争入札で落札した業者が落札率に関係なく適正な賃金を労働者に支払うことを義務づけるもので、関東近郊の10自治体が制定しております。北海道におきましては、昨年11月、札幌市議会が条例案を否決しており、道内自治体では公契約条例を制定している市町村はございません。公契約制度は、自治体から受注した仕事を地元における適切な最低賃金を企業に約束させる制度、条

例であり、理想的ではありますが、ほとんどが中小企業である地方の経営者への負担になることから、自治体における条例制定が進まないのが現状であります。森町における公契約条例の制定について考えますと、現在低価格入札を防止することを目的に工事については3,000万円以上、設計などでは1,000万円以上の案件につきまして最低制限価格制度を設け、入札を執行しております。また、それ以下の金額の入札におきましても低価格での落札はほとんど見られない現状でありますので、現時点での公契約条例についての検討は必要ないと判断しております。

次に、総合評価方式の導入についてであります。総合評価方式とは落札価格に加え、価格以外の技術的要素などを含めて総合的に評価し、契約者を決定する方式であります。渡島管内では函館市、北斗市、七飯町、八雲町の4市町で工事等の金額設定などにより実施しております。総合評価方式では、企業の評価、技術者の人数や評価、地域貢献の評価等が落札価格に加わり、最も低い入札金額の業者が落札できない場合も発生します。現在総合評価方式につきましては、国が自治体への導入を促していることも実情であります。森町での現在の入札方法は、透明性、公平性、地域経済を考慮した地域限定型の一般競争入札を基本に行っており、地元企業ができないこと以外は極力地元で行ってもらうように執行しております。入札制度改革につきましては、今後も現状を注視しながら、総合評価方式も検討しつつ適切な対応を図ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○13番（三浦浩三君） 今回の答弁の中で、公契約制度導入している地域というのは関東方面が主だよと。なぜ地方に波及しないかというものの一つに、労働賃金のあり方、設定する賃金のあり方に多分に問題があるような感じもいたします。これは、今最低労働賃金七百四十円ですか、公契約を導入した場合にはその約2.5倍ほどの賃金の設定金額になろうと思います。これでは導入しようにもしようがないというのが現状ではないかと思えます。そうではなく、地域性を持った、もっと地域に合った金額の設定、だけれども最低賃金を上回る設定というものができないものなのか。それと、この総合評価というものを今後検討していく段階で、やはり建設業界だけでなくその他の入札、物品などの納入業者にも適用できるような、そういうこれから本当の意味での協働でのまちづくりというものを念頭に置いた場合にもっともっと地域業者というものの助けというものも、また企業力というものを生かしてもらい、そういう観点からもこれまでも新しい制度になろうかと思えますけれども、道などで持っているポイント制というものを十分に参考にしながら、ぜひこれはいろんな任意団体、町内会などもそうですけれども、導入しながら設定していく方法というものを検討すべきと思いますが、この2点について再度ご答弁お願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時13分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

いろいろと町で執行されておる入札に関しての設計、積算等に対しましても、一応道の最低賃金ですとかそういうもの以上になるような積算単価によって設計はされております。それによって、先ほどの答弁とも重複いたしますが、地元、地域を基本にして発注をされておるところですが、三浦議員ご心配、ご指摘をしておられるようにまずその最低報酬がきちんと労働者に支払われているのかどうかというところが一番心配のネックなのかな、そのように思います。条例によってそれを担保することも非常に大事なのかなとも思いますけれども、今の現在の段階のところでは申し上げますと町内本当にとっても安過ぎて働くことができないというような、そういう企業からのお話ですとか労働者からのお話も私どもに届いてはおりません。ということは、ある程度皆さん忙しく、それなりに労働に対する対価が支払われているものと、そのように私ども思っております。今後もよっぽどピンはね、言葉悪いですけども、報酬を頭はねするような、そういう企業があった場合にはやっぱり指導をするべきであろうと、そのように思っておりますけれども、今後も先ほど申し上げたように透明性、公平性、そういったもの、地域に資するという観点を中心にして、そして業務を執行していきたいと、そのように思っております。

以上です。

（「答弁漏れ、総合評価の部分」の声あり）

○町長（梶谷恵造君） 大変失礼をいたしました。

総合評価方式でございますけれども、やはり先ほども申し上げましたように価格で一生懸命積算をして、企業努力をして落札にもかかわらず、それを総合評価によって落札することができない。努力の内容にもよるのでございますけれども、今のところ適正な企業努力で皆さん応札していただいておりますから、総合入札制度につきましては現段階では森町では必要性を感じてございません。今後もそういった必要性があった場合、この検討をしていくながら採用するというご理解願えればと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 入札制度の改革については終わります。

次に、地方創生に向けたまちづくりについてを行います。

○13番（三浦浩三君） 3つ目としまして、地方創生に向けたまちづくりについてお伺いいたします。

当町の基礎的財政力指数は、決して良好であるとは言いがたい状態で、執行者として我慢の胸中であることは重々察するところであります。その中でも農業、漁業、水産加工業等が担っている生産性の高さや観光地としての素材が豊富であり、定住地としては気温や

日照面で道内では適地であると私も自負もしております。全体でのGDPがもたらす金融機関の2行体制、交通アクセスの利便性の高さ等々があり、このような経済活力をさらに進捗させるように、また種々の災害に強く、生産人口年齢層が定住できるような町を希求する一人でもあります。

そこで、今回国が進めようとしている地方活性化策としての地方創生は、まだ具体的に姿形は見えませんが、我が町を創生、再生させるための振興策を構築しなければ上部官庁から見放されるという懸念もしておりますので、どのような素案を熟考しているのか町長にお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 地方創生に向けたまちづくりについて三浦議員からご質問をいただきました。お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生法、改正地域再生法は、国会において11月21日に成立をいたしました。議員が地方創生はまだ姿形が見えませんがと指摘しているとおり、まだ具体的な指針や基準が示されていないのが現状であります。この法案では、都道府県及び市町村に対して平成27年度中に地域の実情に応じた地方版総合戦略を作成するよう努力義務を課しています。政府は、今後地方版総合戦略の中で人口減少の歯どめに関する具体的な数値目標を掲げ、検証作業と戦略の見直しを定期的に行うよう各自治体に求める方針となっています。町としては、国からのガイドラインが示された段階で地方戦略の策定をどのようにしていくか検討したいと考えているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○13番（三浦浩三君） 今の答弁で、確かに来年度中に基本構想というもの、これを策定していかなければだめだと思います。もしそれが自力でできない場合にはマネジメント方式、マネジャーを招聘することも可能だと思います。1つの町でなくてもこれは可能なはずで、ここに環駒ヶ岳というまず観光面での3町の体制、それから駒ヶ岳というものの災害を想定した場合のやはりこれも環駒ヶ岳と同様の連携するそういうものもあるはずで、そのために共通する項目ってたくさんあると思います。これまでの私以外の質問者の中にもありました。まちづくりの基本的なもの、まず命を守らなければならないよと、財産を守らなければだめだよと。そのために、例えば災害に強いまちづくりするためにはこういうものをセッティングしたいのだと。一つの例を挙げますと、我が町で、また私の前の質問の中にもありましたけれども、戸別受信機、これの設定、設置するための財源がないよと。でも、その財源というものは、本来であれば合併していますので、合併したために戸別無線を既に設置している砂原地域、ですけれども森町にはないよと。そうした場合に全世帯7,800世帯くらいですか、残り6,000世帯分くらい、1台4万5,000円するとすれば総金額で約30億あればいいと。これをまさに優位性と劣性のある地域を解消するための合併特例債というものを念頭に置いた場合に、自前で負担しなければならない部分というのは1割くらいでないかと思います。それ弱になるのでないかと。

また、これから観光産業をもっと推し進めたり、本当の意味での地域産業をもっと発展させるための漁業、水産、農業、こういうものを発展させるための方策としてのもろもろの案件、もろもろの構想がここに生まれてくると思います。そのために先ほど申しました合併特例債、これの適用をしたり、観光産業をもっと発展させる、地盤産業をもっと発展させるための今まで森町がとってきた合併してから来年春には10年になります。そのための今最終段階の建設計画があろうと思います。これそのものの練り直しまで腹くくってやる必要あるのではないかと思います。その辺で本当にみんなが希求するような町というものを本当の意味での住民の意見なり、これは短期間のうちに策定しなければだめなものだと思います。そのための一歩進んだ心構え、取り組みというものを披露願いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問をいただきました。地方創生に対するこの取り組み、地方創生大臣までつくって国でも取り組んでおります。非常に地方に大切な部分でありますし、私もこの内容の充実については期待する一人でございます。そういったことから、これから本当に重要な中身が策定されてくる、そういったところに本当に地方の意見が反映されて、それに対する後ろ盾、それから国の支援がなされるような、それをまず期待しておりながら、みんなで声を上げていこうと、そういうふうには思っております。そしてまた、地方で独自に取り組んできたそういったいろんなきめ細やかな取り組みがございます。それについても地方創生の最たるものだと、そのように思います。また、議員がご指摘、またご提案されたように地域を広く考えながら取り組むのもこれも一つだと思います。いろんな町としての単独の取り組み、それからこれからもこの地域で町民が豊かに安心して暮らせるようにして取り組んできたそういったもの、そういうものもこの地方創生の対応には入ってくると思います。全く準備をしていないということではございません。各担当課にいざというか、地方創生にかかわるそういったものが出てきたときにはすぐ取りまとめができるように体制を整えるよう指示をしてあります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○13番（三浦浩三君） そこで、先ほど私言いましたけれども、広域連携での共通項目があろうと思います。それと、基本的にどういう方法でどういうスタイルに町を仕上げていくのだというものの中央のほうからシティーマネジャーという、その派遣という、そういう制度もあろうかと思っております。そこまでやはり考える必要あるのではないかと思いますけれども、再度そのところお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

広域連携等につきましてですけれども、今現在も渡島総合開発期成会、先ほどから申し上げておりますそれをもとにしながら、高速道路にかかわる団体をつくり上げたり、環駒ヶ岳があったりと、いろいろと渡島管内、檜山管内だけでも非常に広域でみんなで連携、協力して取り進めてきております。そういう中でも恐らく今後議論がなされることである

うと思っております、このシティーマネジャー等につきましては。もちろん今まで国に対して、道に対して要請行動、活動をしてきたそういう中にも今後地方創生の細やかな法律がつくられる中にはそちらにシフトしていく、そういった部分もあろうかなと思います。みんなで本当に知恵を出し合いながら、森町だけと限らずこの道南一円が活性化して、今後皆さんが楽しく暮らせるような、そういう地域づくりを心がけながら、みんなで意見を出し合って頑張っていきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 地方創生に向けたまちづくりについてを終わります。

以上で13番、三浦浩三君の質問は終わりました。

次に、5、町道駒ヶ岳赤井川線、町道姫川5号線への接続について、町営共同墓について、7番、西村豊君の質問を行います。

初めに、町道駒ヶ岳赤井川線、町道姫川5号線への接続についてを行います。

○7番（西村 豊君） それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

町道駒ヶ岳赤井川線及び町道姫川5号線への接続についてであります。平成23年6月議会において同僚議員が質問しておりました町道駒ヶ岳赤井川線、旧国道5号線について国道5号線の交差点の変更を質問しておりました。当時佐藤町長は、近い年次での事業化はさまざまな問題があるので、厳しいと。だが、大きな課題として検討する必要があるとのことでしたが、あれから3年たちました。その後検討したと思いますが、どのようになったか結果を町長の考えを含めて詳しく説明していただきたい。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 西村議員のご質問にお答えします。

平成23年6月議会において宮本議員からご質問がありました交差点の変更についてでございますが、その後の調査において駒ヶ岳赤井川線を延長した場合においては、河川が隣接しており、部分的に橋梁形式となる可能性があるため事業費が相当膨らむこと、また町道姫川5号線からの函館方面への右折対策として信号機の設置も検討いたしましたが、交差点と交差点の距離が近いことため設置は難しいと思われまます。今後については、道央自動車道の延伸に伴う国道5号線の交通量の変化や町道姫川5号線からの右折対策についてかかる費用を考慮の上、検討していきたいと思っておりますが、現状では非常に困難な状況であると考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（西村 豊君） まず、検討したと思うのですが、これが答えと言ったら変ですけども、大した詳しくはない。大した詳しくもないけれども、それで橋がある、橋をかけなければならないというのでしょうか。それと、信号はそこに2基はできないと。250メートルぐらいですか、先にもあります。信号はあります。信号1つにすればいいでしょう。別にいいのだ、1つで。延長してくれれば、あそこの交差点は非常に危ない、危険な場所な

のです。というのは、函館方面から来ますと緩いカーブなのです、あそこ。そして、駒ヶ岳のこの信号から出てくるときに、大型車がどんどん走ってくるものですから、その後ろに走ってきている小さな車、そうすると信号が見えない。そうすると、黄色で大きな車が入ってくるのです。その後が小さい車が赤になってしまう。信号が見えない。それで、急ブレーキをかけて、僕も見たのですけれども、大分入ってくるのです。そういうこともあるのです。3年たってこれだけの結果というか、検討した結果なのかなと思えばちょっと足りないなど、そう思うのです。

それで、あそこにアンデルセンの森という分譲地がありますが、例えばこういうところの調査したか。していないでしょう、これ。例えばもしやろうということになれば、ではこれちょっと調査せいと。例えば何人かの方がいると思うのですが、1人当たりの土地の面積は幾らなのだと、例えば土地は幾らするのだと、値段は。そういうものから何も調査していないのでないの。どうなのだろう。例えば道路を延長するのだけれども、持ち主、宮本さんの質問の中にはほとんどが九州方面の人方でしょうというような佐藤町長からの答弁なのです。ですから、例えばこういう人方にこういうふうになったらどうなのだろうと、譲ってもらえるのだろうか、そういうことをやりましたとか、それもやっていませんとか、いろいろあるのだろうかけれども、やっていないのだろうか。それちょっともしわかれば何人ぐらいいるのか、土地の所有者。それと、1人当たりの土地の面積と値段どのくらいなのか。

それから、さっきの橋の件ですけれども、橋をつくるということは向こうの交差点の真正面にいくのかな、真正面のところまでいったら橋があるということなのかな。僕もちょっと車から見るのですけれども、別に沢みたいなものないように見えるのだけれども、歩いてはいませんが、車から見た分には何もないなど、そういう感じがしております。あの道路は、結構春先になりますと農畜産物の作業が非常に盛んになるものですから、大型連休と重なると渋滞が起こると、そういうこともありますので、それと函館方面から来たときにカーブ、このカーブを何とか先延ばしして交差点をつくるということになれば交通事故の緩和は見込めるなど、そう思っておりますが、いかがでしょうか。

まず、この3点。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時42分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

まず、橋梁という部分でございますけれども、大体図面でお示したようにここに細い本所に小川に近いような川がございます。その橋梁のようにしてまず整備を考えたときに

は非常に費用がかかるということで、そこから先には検討は進んでおりません。

そこで、この交差点の移設でございますけれども、駒ヶ岳方面に通行する車両も大変多くございます。そういった時点ではそちらの車両の通行なども考えて今後は公安とも協議してみる必要があるのかなとは思いますが、これもなかなか交差点そのものの移設というのは困難なのかなと、そういうのも予測されます。また、この信号が函館方面から札幌方面に向かってきたときに非常に危険に感じたときがあるというのは何名かの運転手からも私も伺っておりますが、これ事前に予告表示があるはずなのです。ところが、やっぱりいろいろ運転に気をとられたり、スピードが出ていたりすると見逃しがちになったりして危険な感じがあったと、危険を感じたことがあるというような、そういうふうな感じでありました。やっぱりここは幾ら後ろから大きな車が来ても基本的に安全運転を心がけていただければ、それは避けることができるのかなとも思いますが、全体的なものを勘案しまして、先ほど申し上げました公安といろいろと協議してみたいと、そのように思っております。

それと、アンデルセンの森の土地の所有者、それから土地の単価でございますけれども、これはどこの方が持っておられるのか、それからもとの販売していた地主が所有しているような箇所がございますが、全然連絡がとれるような状態ではございません。そういった観点から、全てのものがわかるということにはなりませんので、これはご報告申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（西村 豊君） 土地の所有者がなかなかわかりづらいと言うけれども、謄本とれば出ています。出ているから調べる気あれば調べられる。できるのだ。それから、安全運転で運転すれば事故はなかなか起きないのだけれども、そうやってしまえば、ただやる気があるか、ないかなのだ。やる気あるのなら探すのだ、土地でも何でも誰が持っているとするのだ。要はそれをやったのかということなの。もし交差点が変更であれば、何か佐藤町長の答弁のときに法律に触れるというのだ。補助金の適正化に関する法律に触れる可能性がある。意味わからぬけれども、もしそういうもので触れるのであれば単費でやればいい、町単費で。幾らもかからないと思う。その辺もあるんで、積算をしましたかということになるのだけれども、橋ある、沢あるということで、それ以上は進んでいないということだから、ということはこれ以上は進まない。言っても進まないということで解釈していいのか、それともそうでないよと、考えますよという答弁になるのかわからぬけれども、もう一度お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問いただきました。

道路の整備だけではなくて、森町いろいろな社会資本の整備、建物も含め、ほかのところもでございます。優先順位も考えますが、ここの場所につきましては今のところ大きな事故なども起きないで推移をしているようでございます。ですが、交差点としてきち

っとなったほうが使い勝手はいいとは私も考えております。ですから、今後も公安と協議をしながら進めていきたいなど、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町道駒ヶ岳赤井川線、町道姫川5号線への接続についてを終わります。

次に、町営の共同墓についてを行います。

○7番（西村 豊君） では、次に行きます。町営の共同墓についてでございます。

近年では、核家族化、少子高齢化、人口都市集中などによりお墓を守る家族がいない、遠方に住んでいて墓参り自体が厳しい、費用での問題など個人が将来にわたり維持管理するのが難しくなっております。また、菩提寺の後継者不足も問題視されています。このことから、他の自治体では1つのお墓に共同で納骨をする共同墓を進める動きがあります。共同墓は、お墓を建てる費用がかからず、省スペース化により町の負担も少なく、また町が管理することで個人の負担も少なく、ひとり暮らしの方、家族がいない方が自分が亡くなった後の心配がなくなります。これらの不安を解消することによって安心して生活していけると思います。他の自治体では取り入れているところが多数あります。現在のニーズに合わせた町政を行うことも大事と考えますが、町長はどのような考えでしょうか。町長のお考えを伺いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 町営共同墓について議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の合同墓は、1つのお墓に個々人の遺骨のみを合葬していく方式の墓所であり、名称は合同納骨塚や合葬墓などと称されている施設と考え、以下お答えいたします。

道内では、札幌市、小樽市、北見市、網走市で既に整備されており、帯広市でも27年4月からの供用に向け準備中とのこと。議員ご指摘のように少子化、核家族化などにより墓の管理を引き継ぐ人がいない、また経済的な理由からもこのような埋葬の形態が生まれてきているものと思われます。森町では、墓所を継承する子供などが暮らす別の市町村へ改葬するケースも増えてきておりますが、町営の合同墓などへの相談や問い合わせは今のところありませんでした。しかし、近年は墓所だけでなく散骨、樹木葬など吊いの手法や考え方も多様化してきておりますし、議員ご提案のような施策への今後の対応も含めて調査検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（西村 豊君） 町長ありがとうございました。

最近出てきた言葉みたいで、墓をつくると、そういうようなもので、先ほど町長が説明されたように共同墓、または単独墓だとか合葬墓だとかいろいろあるようですが、共同墓の場合は骨をそのまま散骨すると。また、集合墓とか単独墓というのがありますが、これは骨つぼを保管すると、ある一定の時期。10年なら10年、または延長して20年とか。その後共同墓に入れると、そういうふうに仕分けされているそうです。

それで、最近ある施設に行きましたらおじいちゃん、おばあちゃん方と話をすることがありまして、そのときに亡くなったら自分の骨どうするだろうと、どこに持っていけばいいのだろう、そういう話を聞きまして、子供はどうしたのと言ったら、もう亡くなったと。また、じいさんも、ばあさんもいないと。それで、今一人なのだけれどもと。中には子供が外国に行っていると。それで、お盆には帰ってこれないと。ちょうどその時期が合わないということなので、墓をつくっても掃除にも来れないと、そういう話ししていただきましたので、できればその施設の墓をつくってもらえないかというような話も出てきたのです。施設で墓をつくるということは、半永久的にその施設が存在していればいいのですが、10年後、20年後なくなる場合もあります。それで、もし町が許されるのであれば、町のそういう墓地を提供してもらえれば、その施設はよし、考えてもいいのかなというふうになっているそうです。亡くなった後どこに自分の骨が行くのだろうというのを心配されております。

それで、前町長のことばかり言えば変ですけども、日本一老人に優しい町を目指すというのを佐藤町長が言っていました。梶谷町長も同じだと思うのですが、もしそういう気持ちを持っているのであれば、ぜひそういう年配方の話も聞いて、検討していただければなど、そういうふうにするのです。先ほどの単独墓、集合墓とまたちょっと違った話ですので、お金のある人はつぼに入れて保管すると。ない人は、共同墓にそのまま入れるというような話なので、その辺町長の優しい気持ちがあればひとつ検討してもらえませんか、そういう話なのですが、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 大変親切なというか、優しいご質問をいただき感謝申し上げます。また、本来これ親族の問題でもあるのですけれども、核家族化や少子化によっていろいろとそういった問題等もやっぱり森町にもあらわれてくるのかなと。西村議員が経営されている施設でもそのようなお話が出ているのかなと、そのようにも思います。

これにつきましては、先ほどの答弁とも重複いたしますけれども、町内からは私も初めて伺いました。今後必要な部分もあろうかなと、そのように考えますので、先ほどと重複いたしますけれども、今後調査検討を進めてまいりたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（西村 豊君） 僕も200ぐらい手紙出すのですけれども、結構反応ありました。いいことだと、やっぱり将来のことを思えば墓が大事だと。中には俺だけ散骨してくれと、そういう人もいましたけれども、やっぱり必要だということなので、ぜひぜひ町長、計画しても2年も3年もかかるから、だから早く計画を練ってください。

以上です。

○議長（野村 洋君） 答弁はいいのですか。

○7番（西村 豊君） いいです。

○議長（野村 洋君） 町営共同墓についてを終わります。

以上で7番、西村豊君の質問は終わりました。

次に、6、空き家等の対策について、11番、小杉久美子君の質問を行います。

○11番（小杉久美子君） 空き家等の対策について質問させていただきます。

全国的に空き家が増加傾向にある中、総務省の調べによると全国の空き家数は2013年では318万戸で5年前より50万戸増えております。これは、地方の人口減少や高齢者が亡くなった後、誰も住まない家が増えたためとの報道がありました。森町においても以前より空き家が増えている状況にあります。空き家の管理責任は所有者にあります。実態は管理状態が不十分なまま放置されている老朽した空き家も少なくありません。老朽化した空き家は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす危険なものとなり、地域住民の悩みにもなっております。また、同じ空き家でもまだ住居可能な建物もあります。

1点目、空き家の実態調査は行っているかどうか。

2点目、これからも増えるであろう空き家対策に向け、空き家等の適正管理条例制定の考え方について。

3点目、住居可能な空き家バンクの設置の考えについて。

以上、3点お尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 小杉議員から空き家等の対策について3点ご質問をいただきました。この答弁の前に、さきの国会におきまして本件に関連する重要法案が可決されております。自治体へのかかわりも出てまいりますので、概要等について初めにご説明させていただきます。

その法律は、空き家等対策の推進に関する特別措置法であり、11月19日に可決成立し、11月27日に公布されております。概略は、空き家等の適切な管理、保全のため国においては基本方針が策定され、市町村はこれに即した空き家対策計画を策定することができるかとされています。また、市町村長の立入調査や税情報の内部利用を可能とするとともに、著しく保安上危険ないし衛生上有害な空き家などに対する指導、勧告、命令、さらには行政代執行による強制執行が可能との規定もあります。加えて市町村は、空き家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力する旨の規定もなされております。空き家等対策への法的根拠が付与されたこととなり、今後の各自治体での取り組みもこれらをもとに進められるところとなります。法律の施行は27年度当初となる見込みでありますので、森町においてもこれらに基づいて取り組んでまいります。

さて、ご質問の1点目についてですが、全町的な実態調査は行っておりませんが、26年度、これまでに破損家屋などの安全面の心配から町内会などからの相談、問い合わせに基づき所有者へ適正管理を促す文書郵送による取り組みは3件実施しております。議員ご心配のように今後もこのような案件は増加してくるものと考えますので、前段ご説明した国の特別措置法に即した手法での実態調査の実施を検討してまいります。

2点目についてですが、全国的には25年10月現在で272自治体で同種の条例が、道内では26年6月現在で函館市、長万部町、木古内町など8市25町村の33自治体で制定されてお

ます。当町においても前段説明の特別措置法、基本指針に即した手法とあわせて先行自治体の実例等も参考にしながら、制定に向け検討してまいります。

3点目についてですが、道内では福島町、七飯町を含む12市24町村の36自治体で条例、要綱等により取り組まれております。また、後志管内17市町村の協議会運営による団体もあります。移住、定住の促進や地域活性化などを目的に取り組まれ、一定の成果が期待できる施策であると判断しておりますが、当町においてはまず1点目での実態調査を先行し、空き家データの把握等を行い、これをもとに外部への情報発信のあり方などについて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） まず、1点目の調査の件なのですが、昨年の9月会議において同僚議員が同じような質問をされておりました。そのときの町長の答弁によりまずと、調査したいと、そのように答弁述べられておりますけれども、今の答弁を伺いますとまだ調査をやっていないと、これからということで期待するところであります。

この空き家の問題については、まずは何を取り組まなければならないかということは地域の実態把握、そこからスタートするものなのかなと思います。条例云々よりもまずここからスタートしなければ進まないのかなと思っております。それで、先日新聞報道に危険な空き家の調査ということで、木古内町で町内会と共同調査をしたという記事が出ておりました。やはりこの空き家というのは、行政よりも地域住民のほうがどのような建物がどこにあるかということを知り尽くしているわけですから、調査を進めるときにはぜひ町内会にご協力願うなど、そういう方法で取り組んでいただければなと思います。

2点目の条例制定についてですけれども、法案が通りまして、今町長の答弁によりまずと27年度から検討していくというお話がございましたけれども、ぜひ進めていただきたいなど。

3点目の空き家バンクなのですけれども、これは私も1度相談されたことがあるのですけれども、どこか空き家、一軒家に入りたいのだけれども、あいているところないだろうかというような相談も受けましたけれども、このことも近隣町村では七飯町でも取り組んでおります。利用したい方の登録、それと空き家を提供してもいいよという方の登録をすると、すなわち定住対策にもつながるといって、そういう利点もありますので、再度そのことについての答弁をいただけたらなと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時09分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

25年の9月会議においてのそれ以降調査ということで、その近辺からも国のほうで指針に対するいろいろな動きがあったということで、それが出てから町でも対応するというので、ちょうど当時担当していた担当者3月で定年退職になりましたので、失礼を申し上げます。おわびを申し上げます。

まず、この空き家等の対策につきましては、先ほども申し上げました国からの指針がまず示されて、それに即した形でこれから町として調査を進めていく、それがベースになってくると、そのように思います。また、それをベースにして調査をする際には当然いろいろなきめ細かな部分というのは町よりも地域の方に聞くのが一番だと、そのように思います。町内会のご協力等も得ながら進めていきたいと思っております。

また、27年度というのは、国からの指針が策定が空き家対策の部分が27年度でありまして、町としては27年度ではなく、それ以降になってまいりますので、その点ご理解をいただければと思います。

それと、3点目の空き家データによるいろいろと欲しい方、空き家を探している方と提供したい方のマッチングなどにつきましてなのですが、これを町でやるのかどうか、これはまだ今後検討が必要かなと、そのように思います。やっぱりビジネスとして取り組まれている方も中にはいると思っておりますし、いろんなことを考えて、町でやるのがいいのか、それとも町内の方々に一生懸命そういうのをさせていただくのがいいのか、これも含めまして基本的にはまず調査から始まっていかなないと、これは最終的な部分になってきようかなと思っておりますので、まず調査に対して新年度取り組ませていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） 最後に1点だけお尋ねしたいのですが、本当に近隣に今すぐにでも壊れそうな家があると、そういう相談1件受けていまして、これからますます雪も多くなりますことから、今年に入って3件ですか、3件相談があったと答弁いただいていたのですが、これから住民の方にそういう老朽化した家、空き家のことで相談された場合どこの窓口で相談したらいいのかということになってくると思うのですが、住民に聞かれた場合どういうふうに伝えたらいいのか。専門の窓口というか、そういう対応していただく課はどこになるのか、そこをちょっと1点だけお聞きして、終わりにしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

現在その窓口というのは住民生活課になっておりますけれども、今後この条例を制定して扱う場合にはどこの窓口になるのかそれは後ほどまた明らかになると思っておりますし、ひょっとしたら複数の課にまたがるのかもしれませんが、いずれにしても、役場に電話いただいた、相談された場合には真摯にそれに対して対応してまいりたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上で空き家等の対策についてを終わります。

11番、小杉久美子君の質問は終わりました。

ちょっとお諮りしますけれども、15分ほど休憩をとりたいと思います。よろしいですね。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） では、2時半まで休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時30分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、介護保険福祉用具購入及び住宅改修に要した費用の支払いについて、9番、堀合哲哉君の質問を行います。

○9番（堀合哲哉君） では、質問をさせていただきたいと思います。

表題は長いので、繰り返し読み上げません。本文に入っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。居宅要介護被保険者等の福祉用具購入費及び住宅改修費は、要した費用の100分の90に相当する額が支給されますので、介護被保険者の負担は1割となっています。購入及び改修に要した費用を全額支払いをし、後日9割分が戻る仕組みになっていますが、受領委任払い実施要綱にあるように利用者が当初から1割の費用で済むようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。また、支給の限度額の引き上げについても町長の見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員のご質問にお答えいたします。

介護保険法に定められました福祉用具購入及び住宅改修費の費用につきましては、質問にありますように全額自費で購入、改修後、介護保険負担分をご本人に支給する取り扱いとなっております。購入、改修に要した費用の全額を支払うことが困難なときは、介護保険負担分の受領の権限を事業者に委任することができる購入費等の受領委任払いについて当町においても要綱を整備し、対応できる体制を整えているところでございます。

住宅改修につきましては、改修の事前申請をしていただき、改修工事終了後、書類審査などの後、支給決定をしております。受領委任払いを利用した場合、事業者が要した費用の全額を受領するまでに町を経由するために若干の日数を要することとなりますが、利用者が事業者の承諾をいただけるのであれば受領委任払いの利用は可能となっております。

議員ご指摘の1割の費用負担につきましては、費用の支払いが困難な利用者の負担も考慮しながら、受領委任払い制度の中で対応していただきたいと考えております。また、支給限度額の引き上げにつきましては、引き上げ分は介護保険給付費の対象外となり、費用は町で負担することになりますので、現時点においては介護保険制度の中の限度額により対応していただきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（堀合哲哉君） 先日子供議会見ましたので、子供のような素直な気持ちで今質問しているところでございますけれども、町長おっしゃったように基本的に1割負担で済むように最初10割出して、後から9割戻りますよというのは、やっぱり負担としては一時立てかえかもしれませんけれども、すごく負担を重く感じる人がいらっしゃるということなのです。だから、私質問したのは、表現も悪かったのですが、そういう戻るのではなくて最初から1割でいいよと、そういう仕組みを町でおつくりにならないのかなというふうに思うのですけれども、その点、仕組みとしてもう1割負担でやるということです。

それとあと、もし今ある要綱をお使いになるのであれば、今直したいという方に対して親切な説明を町が責任持ってやってもらえるということをしていただきたいというふうに思います。この要綱によると、事業者といいますから実際仕事をされる方だと思うのですが、その了承によってできる、できないが決まるというのではなくて、町でそれを認めてあげるという方向に、多分町長の答弁はそのように私聞こえてきたのですが、その辺もし違っていたら再度ご答弁をいただきたいと。よろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時37分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再答弁をさせていただきます。

介護保険福祉用具の購入及び住宅改修、特に住宅改修の部分について堀合議員さんのご質問だと思うのですけれども、やっぱり町内の業者だけではなくて広くお客さんというか、改修を依頼した業者さんどこの業者にも対応しなければならないということから、1割のみということの固定を特別制定するというのはなかなか難しいのかなと、そのように思っております。そういう中で、地元の改修される方が費用的に非常に困難だということで、1割だけの費用負担で改修が可能ないようにその業者に対しては町の窓口からはいろいろと説明ができますので、その辺はこの改修されるそういった方々には町に対して問い合わせ、もしくは何かのときにはきちんと説明して、そして費用の負担が少なく済むように取り組んでいきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 堀合議員、再々ありますか。

○9番（堀合哲哉君） ありません。

○議長（野村 洋君） 介護保険福祉用具購入及び住宅改修に要した費用の支払いについてを終わります。

以上で9番、堀合哲哉君の質問は終わりました。

次に、8、桜森小町の枯死による復活について、14番、東秀憲君の質問を行います。

○14番（東 秀憲君） それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

桜森小町の枯死による復活について。青葉ヶ丘公園のシンボルであり、世界で1つだけの桜とPRしてきた森町固有種の森小町は、枯死のため先月11月28日に関係者によりまして供養祭がなされ、その直後に業者によって伐採されてきたところであります。地元の桜守、故田中先生によってつくられました森小町は、町内はもちろんのこと道内や本州方面の観光客に大変親しまれ、愛されて、この桜を目当てにして公園を訪れるリピーターは年々増えておりました。今年の桜まつりでは森小町は既に息絶えており、ボランティアガイドの会の一員としては来園したお客さんにガイドができず、がっかりして帰る、そういう姿が大変寂しく映っておりました。町の有力な観光資源であり、今後の観光客集客のためにも、また町の経済対策のためにも森小町の復活なくしては森桜まつりの存在は考えられないと思っております。どのようにお考えですか。町長に伺います。

また、去年の9月会議での私の一般質問に対し、町長は桜の樹木医を地元から早く見つけ、ソメイヨシノの百年桜や森小町、ホリイヒザクラ、アオバシダレ、コマミザクラ等の森町固有種の後継木の保存計画に取り組むと、そういう答弁でしたが、その後どのように取り進めてきたのかお知らせください。

以上、2点についてお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 東議員のご質問にお答えします。

1点目の森小町についてのご質問ですが、森小町は森町にしか存在しない町のシンボリックな桜として町民や観光客の方々に愛されてまいりましたが、今年は樹勢が弱くなり、花が咲かず、その後回復を期待しておりましたが、樹木医の診断により枯死との判断が下りました。森小町の枯死は、私も大変残念な出来事と捉えております。観光協会主催による供養祭には私も参加させていただき、深く感謝の意をささげてまいりました。

さて、森小町の復活についてですが、昨年東議員からご指摘もいただき、樹木医からアドバイスをいただき、森町にしか存在しない他の固有種3種類も含めて国の森林総合研究所の林木遺伝子銀行増殖サービスを利用し、接ぎ木による増殖を試みたところではありますが、森小町だけが接ぎ木できず、最悪の結果となりました。町としましても何とか森小町の復活を願い、DNA採取やさまざまな検討を重ねておりましたが、良策に恵まれない状況でした。そんな中ではありますが、茨城県結城市にある日本花の会有機農場に町内在住の花の会会員の方が森小町の芽を送り、接ぎ木に成功した成木が順調に育っているとの情報を入手したところであります。現在その詳細を確認中であります。確認がとれ次第青葉ヶ丘公園に移植する方向で検討に入りたいと考えております。

2点目の保存の取り組みについてですが、青葉ヶ丘公園のソメイヨシノは一般的にその寿命が約60年程度と言われている中、樹齢100年を超えるものが約64本残っております。また、森町固有の種もホリイヒザクラなど3種類が生存するなど、桜まつり期間中に見物客

約12万人を集客する原動力となっているこれらの桜を今後も大切に維持、保存していくことは大変重要であると認識しているところであります。維持管理の方法につきましては、担当課とあらゆる方向性について慎重に検討してまいりました。先ほど申しあげました森林遺伝子銀行増殖サービスを利用して接ぎ木による増殖も試みておりますし、今年は町に在住している樹木医や昨年から維持管理についてアドバイスいただいている苫小牧の樹木医、また毎年剪定作業をしていただいている町内の造園業者の方と弘前市に先進地視察研修を行いました。弘前市役所には剪定、薬剤散布、肥料の与え方、土壌改良などの方法について貴重なアドバイスをいただいたところであります。今後は、これらを参考に樹木医及び造園業者の方々の協力を仰ぎながら、維持管理方法を検討し、保存に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（東 秀憲君） 2つほど質問したいと思います。

そもそも森小町が枯死した原因、それはどうだったのか。当然調査されたと思いますけれども、その調査分析した結果を教えてくださいたいと思います。

それで、いろいろと私も調べたのですが、この森小町の誕生には故田中先生がかかわっております。約40年くらい前に森墓地の堀井家の墓の隣にその桜を発見して、そしてホリイヒザクラという名前をつけました。そして、ソメイヨシノと交配しながら、森小町というふうな名前が誕生したわけです。この名前の誕生についても森町民から公募いたしまして、森町の看板桜のイメージにふさわしいそういう名前として誕生した、そういう背景がありますので、田中先生も相当苦心した作品だったはずで、そういうふうなことで、ぜひ復活をしてほしいと、そういうようなことを願いたいと思います。

それで、先ほど町長のほうからの答弁で茨城県の研究所でつくっているというようなことなのですが、その可能性だとか、それから実際に復活させるとした場合にそういう苗木はいつごろ取り寄せるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、樹木医の関係ですが、実際に地元にもいるというようなことだし、さらに森町観光ボランティアガイドの会の中に日本花の会に所属しているという地元の桜の研究に熱心な会員もいます。ぜひそういう方々と早急に接触して、有能な人材を確保してほしいと、そのように再質問を2点についてしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時50分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、森小町の枯死の原因なのですけれども、伐採をしながら、いろいろと調べながら最後供養したわけなのですけれども、その後の確認というのはいまだにはっきりされておられません。今後いろいろ分析して、この調査をして、土にもし問題があればその後はそれに対する対応をしていきたいなど、そのように思っておりますが、判明次第皆さんでこの情報も共有するべきかなど、そのように思っております。

そしてまた、茨城県の結城市にある日本花の会の有機農場、そこにある森小町らしいということで、それにつきましても森小町の芽を送って接ぎ木してある。それも再度しっかりした確認がなされないと、本当に森小町なのかどうかわかりませんが、一応そういうある程度確かな情報なものですから、それと現状の花びらの状況、それも担当課ちょっと写真等はしっかりした、本物は見えておりませんけれども、やはり同じ1枚の花にグラデーションがかかって、どうも森小町にそっくりだということで、なるべく早目に確認して、できれば今後その確認がとれ次第、これは希望なのですけれども、できれば来年の桜まつり等にもしくは間に合うような形で移植できればいいなど、そのように私も願っております。

また、3点目、樹木医についてですが、町内にも樹木医がおります。今現在町として契約しているわけではございませんけれども、友好的関係の中でいろいろアドバイスや、それから専門の知識を活用させていただいておる。これからもその方々とは長くおつき合いをいただいて、最終的に受けていただけるかどうかというのもそれは相手の考えもございしますので、まずはお互いに友好的関係でこれからも公園の桜についていろいろなアドバイスをいただいていく、こういう関係を築いていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○14番（東 秀憲君） それでは、再々質問させていただきます。

実際に今年は既にもう森小町はなくなっております。町長の今の答弁で茨城県から森小町らしいという苗木も持ってきた場合でも、数年間森小町が不在というふうな形になるだろうと思います。ただ、観光客はもう既に観光パンフレットだとか、あるいはいろんな形で情報を持っていますので、必ず森小町を見に来るお客さんが結構おります。個人的には自家用車で、あるいはまた観光バスで大量におりてきます。そうすると、一斉にその花を目がけて我々ガイドのテントのところに来ます。そういうようなことで、来年から数年間そういった森小町が不在のときにどのようにガイドの対応の仕方したらいいのか、あるいは既に過去からPRしている各団体といたしますか、そういったところでもそういうパンフレット持っていたり、あるいはまた森小町がなくなっているというふうなことの情報は届いていませんから、そういった場合の個人的な観光客、あるいは団体の観光客、そういった方面に対してどういう対応をしたらいいか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時56分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えをいたします。

まだ情報的に外部には発信しておりませんので、議員ご指摘のようにこの森小町を目当てに来春来られる観光客の方もいらっしゃると思います。そういった点で先般地域でいうと新聞に対してもこれは提供してございますし、広報もりについても今月載る予定でございます。そしてまた、町のホームページやいろんなメディアを使いながら、町外にこれを発信していくことは非常に大切なことだと思っております。そういう中で、並行して先ほど申し上げた茨城県のその花が本当に森小町かどうか、私も期待している一人なものですから、それを確定させて、こちらに移植し、後継木として育てていく、そういう計画を立てていくということに取り組んでいきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 桜森小町の枯死による復活についてを終わります。

以上で14番、東秀憲君の質問は終わりました。

次に、9、合併10年の検証と課題について、赤井川小学校の活用方法について、4番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、合併10年の検証と課題についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、1つ目に、合併10年の検証と課題についてということで質問させていただきます。平成17年の4月1日、森町と砂原町が合併して新しい森町が誕生して10年を経過しようとしております。市町村合併は、20年後、30年後の地域の将来を見据えて行われたものであり、合併10年という節目の年に合併の効果などの検証と課題把握を行うことは、2040年には人口減少により町が消滅するとも指摘されている中、30年、40年先も持続可能なまちづくりを進め、森町に住んでよかった、これからも住み続けたい、合併してよかったと思えるような町を確立する上で大きな意義があると考えます。そこで、お聞きいたします。

まず、1つ目に、10周年の記念事業を考えているのかということです。

2つ目に、合併10年間の検証と課題を中間評価という形でまとめる考えがあるのかどうか。

3つ目に、また現時点での町長の合併の評価と今後の課題は何であるかと考えているのか。

そして、その課題解決の推進方法とは一体何なのか。

5つ目に、町民の評価をどのように聞き、把握しているのかということをお聞きします。

そして最後に、将来地域の一体感醸成と行財政改革の一環として重複行政施設、支所とか消防、公民館、道の駅、小中学校、幼稚園などがありますが、その一本化を考えているのかどうかをお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員のご質問にお答えします。

1点目の質問ですが、10周年の記念行事については、役場の若手職員を中心とした森町合併10周年記念事業検討委員会を設置し、検討しております。特別事業としまして、合併後初めての周年事業であることや財政状況を考慮して実施事業を一、二事業と考えています。たくさんの町民の皆さんが参加できるような事業を基本として、昨年アンケートで職員から提案のあった148項目を参考にそれぞれ意見を出してもらい、進めてまいりました。その中から意見が多かったものを何点かに絞り込んで、現在実施可能かどうかも含め検討委員会で意見交換を重ねているところでございます。意見の多くは、一日を使って楽しめる行事、子供たちから大人まで楽しめる行事を企画してほしい内容のものです。また、森町のこれまでの歩みと将来に向けたパネル展を実施してはどうかという意見もありました。今後検討委員会で出された事業を基本に、充実した内容となるよう実施に向けて取り組んでいきたいと考えています。そのほかには10周年の冠事業を初め、町内会や各種団体が行う10周年事業についてもものぼりの貸し出しなどを協力をしていきたいと考えております。詳しい内容につきましては、広報紙やホームページなどでお知らせしたいと考えています。

2点目ですが、合併については常に建設的な考え方でいることが大事だと思いますが、その中で問題、課題などがあれば都度取り組みながら検証を重ねてきたと考えております。また、今後においても同様ですので、改めて中間評価としてまとめることは考えておりません。

3点目ですが、合併したことでのメリットとデメリットは当然あるものと受けとめておりますが、メリットを最大限生かした行政運営こそが合併の効果であると考えております。旧町であれば実施が難しいと想定された事業でも合併特定の有利な財源を活用して整備したことは大変有意義なことだと言えます。課題については、さまざまな分野であることは事実でございます。人口問題、少子高齢化、雇用経済の発展など山積しているのが現状だと考えております。

4点目ですが、課題解決についてもそれに即した対応策が必要と考えます。特に地場産業の振興発展に積極的に取り組むことで多くの課題解決につながることも考えておりますので、毎年度の予算編成の中で検証も含め検討することが必要と考えます。

5点目ですが、私は各種団体会合などには積極的に出席をしており、いろいろな方々とお話をする機会がございます。内容的にもさまざまですが、決して後戻りするようなことではなく、建設的なご意見として受けとめ、町政運営に反映できるものはしているところです。

6点目ですが、重複している施設については、現時点では必要性があると考えておりますが、普通交付税の算定でも支所などの経費が算入されていることなどから、当面は現状を維持した中で各種運営をしてまいります。しかし、社会、自然現象からなる施設の統廃合は、当然視野に入れながら町政運営を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） まず、今の答弁の中でメリットがあったという話で言っているのですが、具体的にその辺もう少し詳しく話をしていただきたいということです。

それと、町民の評価の問題なのですが、どうも私10年たつ中で耳にするところは、やっぱり合併に対する不満というか、特に旧森町というよりも旧砂原町の人からの話の中で合併して何もいいことがなかったみたいな話よく聞きます。だから、そうなってくると何がどうあったら満足するのかというのはちょっとわからないのです、話聞いていても。だから、その辺を知る上でも、町長はいろんな形で話を、合併したときの旧砂原町の町長であったわけですから、その辺を踏まえた中でいろんな話をそっち側の話のほうを聞く機会が多いのかなとは思ったりもしますけれども、その辺今後もう少し、先ほどの話の中で中間評価はしないという話で言いましたけれども、町民のアンケート調査などをする中でもう少しその辺の意向は把握してもいいのではないかなと私思うわけです。どうもその辺の不満があるというか、先ほど言いましたように旧森町のほうは余りそういう不満というか、合併がどうのこうのという話は聞くことはないというか、そんなに考えていなかったという部分もあるのでしょうか、特に自分たちの住所が変わったわけでもないですし、だからそういうこともあるのかなと思ったりもしますけれども、その辺今後本当に合併してよかったと思える判断ができるようにするために現状の町民の意識というのは把握すべきではないか。さらに、それを反映する形で次の新10カ年計画ということになるのでしょうか、そういう時期でもありますし、それを少し考えていく必要があるのではないかと。

それと、もう一つは、一体化の問題で重複行政施設の問題です。これは、創成会議の人口減の問題が随分騒がれてからこの森町も40年後には消滅するかもしれないというふうな形では言われている町でもあります。そんな中で、当然30年、40年、1万人を切る時代が来るのだと。当然の結果としてはそういうふうになっていくと予測されているわけです。とすれば、今挙げました支所とか消防とか公民館、あるいは道の駅、小中学校、幼稚園などは重複しているわけです。本当にそれを運営していくことができるのかどうかというのを今から考えておかなければならないのではないかと思います。そこで、この場ではそこまではわからないとは思いますが、支所とか消防とか公民館、それのかかっているそれぞれの経費がどの程度あるのか、さらにそれをなくした場合どういうふうに今後財政的に森町に負担が少なくなってくるのかという問題を考えることができますし、その辺をもし把握していれば答えていただければいいのかなと思います。

それと、合併特例債が10年間で延長され15年と、あと5年は残っているという形になっていますけれども、結局は合併特例債を今後どういう形で5年残っているとすれば、今イベント広場ですか、そういう形で使っていますけれども、今後どうなのか。さらに、15年後、交付税が減額されてくるわけですから、それに対応する意味でも今の重複施設の問題

については早急に考えておかなければならないと思うのですけれども、そのところ再質問したいというふうに思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時12分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

合併についてですけれども、いろいろメリット、デメリットについては、先ほどの答弁でも申し上げましたように人それぞれ、それから地域性もあってそういった部分が出ているかと思えます。そういうところにつきましては、メリットにつきましては皆さん方もご存じのように消防署、あの庁舎も合併特例債を使わせていただいておりますし、ほかにも給食センター、そういう社会資本設備の確保には非常に有効な手だてとして活用させていただきました。そのほかにも補助金などについてもありますが、デメリットについて、松田議員おっしゃるように松田議員に直接そういうデメリットの部分についてお話をされた方、町民の方々もたくさんいるのかなとも思いますが、特別アンケートをとった場合にやっぱり不満のある方というのはたくさんおりますから、適正なアンケートの方法にはならないと私は考えます。そういった部分では先ほど同僚議員からのいろんな地域の声の吸い上げの仕方、それから地域に出て町民に対して直接お話をされないのかと、そういうお話もございましたけれども、やはり移動町長室や町内会への参加、その他いろんな催事ごと町内それぞれの場所であるところに私参加させていただきながら、いろんな声を吸い上げていきたいなど、そのように思っております。

また、重複されておる施設でございますけれども、これにつきましてもやっぱり支所もしくは消防支署、そういったものがなくなるということは町民サービスの低下につながってまいります。わずかながらでも経費がかかるものは、松田議員おっしゃるように2つを1つにすれば経費削減になるのではないかと、単純な考えではそうかもしれませんけれども、サービスの低下という点はこれは数字に置きかえられない部分がございます。ですから、今後もある程度維持できるものは維持し、それからサービスの低下を招かないような有効活用等も考えながら、これは維持していくべきだと思います。

幼稚園、保育所につきましては、先般青年会議所のそういう理事長との対談の中でも若干触れさせていただきました。松田議員も来ていらっしゃったのかなと思いますけれども、今森町の幼児教育をどのようにするかという点で保護者の代表を含めて検討を進めておりますから、そういった中で恐らく合理的ないい案が出てくるのかなと、そのように思っております。

あと、合併特例債でございますが、地域活性化広場は補助金です。特例債は使っていま

せん。特例債は5年間延長されましたので、これにつきましては本当に利用できるような、そういう案件ができましたときに有効に活用させていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（松田兼宗君） 住民サービスの低下につながると、支所とかいろんな重複施設をなくすということは、確かにそうだと思います。そのとおりなのです。だけれども、創成会議の人口減の問題が出てからは、そういう話ではないので、自治体が消滅するという話なのです。極端な言い方なのでしょうけれども、言い方するわけです。だから、サービスが減少するとかそういう話ではないのです。自治体を維持するためには、それをやらざるを得ない状況になるのではないかということなのです。だから、極端な言い方すると、水がなくて困っているところには宅配便を使って水を運んだほうが安いのです、水道管を引っ張るよりは。という話と同じなのです。だから、そこまでやらないと自治体は維持できなくなるのではないですかということなのです。1万人切る、この森町でさえ。それを見越した中で今から考えて、では実際にどの程度削減できるかの試算ぐらいやってもいいのではないかと私は思うわけです。そういうことで改めてその辺どう思っているのか。

さらに、中間評価というのはやらないというふうに言ったのですが、その都度やっているという言い方しています。だけれども、それはその都度というか、その節目、節目というのは非常に大事だと私は思うわけです。そのときに初めて問題意識を持ってそれを見詰め直す時点が今なのではないですか。それをやらないで次の新10カ年計画立てれるわけないでしょう。実際にもうヒアリングをやっているみたいな話も聞いていますけれども、それが大事なのではないかなと思います。再度その辺どう思っているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、最後の合併特例債の問題ですけれども、5年延長になって、今後あと5年残っているというわけですがけれども、当然返済していかなければならないお金なわけです。その返済の合併の特例債が切れる時期というのは、多分その返済のピークの時期に当たる可能性があるのではないですか。そのことを考えた場合に安易に合併特例債を使うという話にもならないのではないかと思いますけれども、その辺も含めて最後の質問にしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

松田議員先ほどからおっしゃっている創成会議の内容についてですけれども、あれも確かにきちんとした方がちゃんとしたデータを取りながら将来の推計をしたということでは私も中身は存じてはおります。最近では本になって単行本で売っておりますけれども、ただしあれが本当にそのままなのかというのは私は信じておりません。あれの基本的なスタートした時点というのは、今こういう状況だから、地域の皆さん、そういうことにならないように一生懸命頑張ってくださいと、いろんな手だてをしてくださいと、そういう基本なのです。それに向けて、先ほどから同僚議員がご質問されているように地域をこれからいろいろと勤め先を確保されるような、そういった町としても人口減対策に対するいろんな手だてをしている、取り組んでいる、そういう状況です。そういった観点から、森町は本当にただ合理的に町を進めていけばいいと、そういうことではないのです。やっぱり心のこもった町民サービスに心がける、まずこれが第一です。確かに一生懸命やっても人口は減っていくでしょう、当分の間。今まで過去に増やし過ぎたのが正常な状況に今戻る、そういう時代を迎えているのですから。ただし、それでも地域ではみんな豊かな生活を目指して一生懸命暮らしているのです。そこに対してサービスを怠るということは、町では一切考えておりません。これからも地域の方々とスクラムを組んで、そして本当に住みやすいまちづくりに邁進していきたいと、そのように思っております。

そしてまた、中間評価につきましても、最近新聞紙上等で函館のちょうど合併10周年に対するいろんな取り組みの記事を目にいたします。ですが、記事にする場合には非常に状況よくないというような部分を結構強調した記事になっております。しかし、当時そのままでは考えられなかった施設の改修、それから新しい施設の移転改築、そういったものが当時合併しなかったら考えられなかったと、そういう評価もあります。あえて函館市もやっております。ほかのまちでもほとんど中間評価というのは恐らく取り組んでいないはずで、という観点から私もこの中間評価については、まず表立った形はしません。しかし、これからの10カ年計画、そういった町の計画については、今までも進めてきたそういった取り組みを反映させたこれからの計画になるであろうと、そのように思っております。

最後に、特例債の返済が重なって、町の財政がおぼつかなくなるだろうというご心配ですけれども、それはまずその特例債を使う、重複して使うそういった取り組みがこれから私の代、2年以内にあるのかどうか、それからその次の方々が取り組んでいくのかどうか、それによって変わってまいります。また、重なったにしてもいろいろな予算の手だて、そういったお金の工面というものがいろんな形であると思います。先ほど質問でもございました地域創生、そういった部分も今後の地方の自治体にとってはかなり大きな変化をもたらすものだろうと、そのように思っております。いろんな点で町民サービスを低下させないように、そしてこれから1年3カ月後に新幹線が来る、そういった効果を本当に町の中に入れて、人口減を食いとめながら、みんなが進んでいこうではありませんか。どうぞご協力をよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 合併10年の検証と課題についてを終わります。

次に、赤井川小学校の活用方法についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、次の質問をさせていただきます。赤井川小学校の活用方法についてということで質問させていただきます。

赤井川地区は、1年4カ月後の北海道新幹線開通を控える新函館北斗駅の15分圏内に位置し、函館空港より40分圏内に位置するという森町の南の玄関口に位置しております。また、大沼国定公園、駒ヶ岳を背景にグリーンピア大沼、ちゃっぷ林館、ネイパル森、ゴルフ場などの温泉観光施設や集客力のある飲食店が点在し、からまつの森の分譲地など民間の別荘地を含め、森町の定住促進地にもなっております。近年道央自動車道の大沼公園インターチェンジも完成し、国道5号線や道道大沼公園鹿部線の改良整備も進んでおり、交通の要衝にもなり、森町の観光地の一大拠点となり得る地域として注目されております。一方、森町の農業の水田、畑作地の集中する地域でもあり、新たにハウス栽培を中心とした大手の農業法人の進出もあり、ますます森町にとって重要な地域になってきております。こうした中、児童数の減少と校舎の老朽化などにより数年前に休校し、赤井川町内会に利活用が委ねられている赤井川小学校の活用方法についてお聞きいたします。

1つ目に、今後小学校として存続する可能性があるのか。今休校扱いですけれども、それについて伺いたいと思います。

2つ目に、大沼高原プロジェクト主催の大沼高原フェスティバルが行われておりますが、今年で3回目になりますけれども、それについてどういうお考えでいるのかをお聞きしたいと思います。

3つ目に、土地を含めた建物の今後の利活用についてどのように考えておるのか。

4つ目に、赤井川地区の町民を含めた検討会議の設置とか、今後どうするかなどの意見を聞く場を設定する考えはあるのかどうかについてお伺いいたします。

○教育長（香田 隆君） 松田議員さんの1つ目のご質問につきましては、私のほうからご答弁をさせていただきます。

今後小学校として存続する可能性があるのかであります。赤井川小学校は平成23年3月に休校となり、現在に至っております。赤井川地区の子供さんの出生状況を見ますと、平成27年度入学予定者は1名、平成28年度入学予定者はありません。平成29年度は1名となっております。また、赤井川小学校の校舎の状況でございますが、昭和26年建設で、昭和32年、38年に増築された建物であり、大変老朽化が進んでおります。このような状況から、現段階での赤井川小学校の再開は大変難しいというふうに考えております。したがって、地元の皆様とも相談をさせていただきながら、廃校に向けての取り組みについて考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○町長（梶谷恵造君） 2番目から4番目につきましては、私から答弁をさせていただきます。

2点目の大沼高原フェスティバルにつきましては、平成24年、道央自動車道の大沼インターチェンジ開通を記念し、地域の方々が赤井川の魅力をたくさんの方に感じてほしいと始まった事業で、今年3回目を迎えました。今年も2日間にわたり赤井川小学校での式典、アトラクション、町の特産物のPRなどを初め、第2会場の円沼では自然と触れ合う事業としてカヌー体験などが行われました。地元の皆さんはもちろん七飯町や函館市、八雲町など近隣市町からの来場者も多く、にぎやかに開催され、昨年を大きく上回る800名もの方々が訪れたと報告を受けております。地元の皆さん方が力を合わせてつくり上げたフェスティバルが引き続き開催され、赤井川がこれからも元気ある地域として発展されることを私も期待しております。町としては、協力できるものはこれからも続けていきたいと考えています。

続きまして、3点目と4点目につきましては、関連がありますので、一括でお答えします。廃校後の土地、建物の利活用については現在計画はありませんが、町内会などの意見も伺いながら取り進めたいと考えております。また、検討会議については、必要な場合には設立を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） まず、教育長に確認なのですが、廃校にするという方向で検討するというので、それは正式に来年度の日程、スケジュール的にいつになるのか、それだけ確認したいと思っております。

それと、大沼高原フェスティバルというか、それについては町が後援になっていますからいろんな報告とか来てやられている。3回目を迎える中で開催されているわけですがけれども、それは学校校舎があるからできるわけです。廃校といった中で今後どうやって活用するのかというのは、ああいう形での、あるいは町内会サイドの運用というか、任されているはずなのです、校舎というのは。だから、その辺を今後続けていく考えがあるのかをまずお聞きしたいと思います。それは、今年3回目になるのですけれども、来年以降もまだ継続していくのでしょうかけれども、今後町の方針があつた場所をどういう方向に持っていくかというのを考えているのかどうかなのです、問題は。というのは、以前だと高速道路の延伸の問題がありまして、七飯までのトンネルがいつできるかわからないというような話の中で、そういう中であつたその活用の問題があつて、前町長のときに道の駅をあそこにつくるという話が浮上したときがあります。そういうことも含めて、今後そのときの状況とは変わることがあると思っております。それはどういうことかという、その高速道路のトンネルが10年をめどにというか、10年ほどでつくるという方向がアナウンスされたわけです。とすれば、高速の出口が今のグリーンピアのところの赤井川地区から移動することになります。とすれば、交通の動きががらっと変わる。それを見越した中で、では今後赤井川小学校の跡地、建物を含めて町として考えは持っていなければならないのだと、検討しなければならないのだと思っております。前に話があつたように道の駅という可能性が確かにあつた

わけですけれども、場所的にいうと高速道路の出口だからそういう意味があったわけです。今後10年をめどにそれがなくなると、移動するということになってくると、今後早急なその対応策というか、新幹線も開通しようとする中で検討していかなければならない。さらに、あの地区は、先ほど冒頭の質問の中で言いましたように赤井川地区というのは今後観光地としても森町の目玉になる最も注目している場所でもあるし、関心度がみんな高い場所であるわけです。だから、そこからするとその状況が10年以内が変わる可能性があるという中で、早急に新幹線の開通に向けた中であの場所をどう活用するかという問題を考えなければならぬと思っていますし、さらに農業法人がグリーンピアの入り口のところの交差点から赤井川小学校までの敷地を買収している中で事業を展開しようとしている動きもある話も聞こえてきています。そんな中でますます町としては、赤井川地区の中核の最も中心になるべき場所でもあるわけですから、今後しっかりした考えをしていかなければならないのかなとは思いますが、その辺をどう考えているのか。

それと、検討会議の話ですけれども、必要なときに設置するという言い方をするわけです。先ほど午前中の一般質問の中でグリーンピアの話がありました。グリーンピアの検討会議も同じで、どうも今まで行政サイドが言っている検討会議というのは決まったことを審議する、例えば売却することなら売却することを審議するための検討会議になってしまうわけです。そうではなくて最初から、その決まる前にどれだけ地元の住民の人たちの意見を聞く場を持っているかが大事なのではないですかということなのです。それが町民との協働だという話になるのだと私思うわけです。その辺どうお考えになっているのかをお聞きしたいと思います。

○教育長（香田 隆君） 今ご質問にありました今後の日程みたいなどころでご答弁させていただきます。

具体的にいつということではまだ私たちのほうでは決めておりませんが、まず財産処分ということになりますので、その辺の手続が一つ必要なことと、その前段に先ほど申し上げました地域との協議がありますので、その協議が調い次第町のほうとも相談をしながら進めていきたいというふうに思っています。ちょっと今具体的に例えば何カ月後とかというのは言えませんので、よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 私からもお答えをいたします。

大沼高原フェスティバルについてですけれども、来年度はちょっと場所が変わるかもしれないという情報もいただいております。ですから、ひょっとしたらこの旧赤井川小学校の旧校舎は使わないのかなと、そのようなことも仄聞はしてございます。確認できましたら、当然やるとすれば町ではまた後援としてその場所は提供したいと、そのように考えております。

また、高速道路の関係で、前任者があそこに道の駅という構想を持っておったようでございますが、今はそのような構想はございませんので、まずご報告申し上げます。

そして、今後の活用についてですけれども、現在のところもはっきりした活用もござい

ませんし、そしてある程度はっきりした方向性が定まらない前に地域の方、いろんなそういった方々との検討会議を開くというのもこれもいかがかなと、そのように思います。これから町単独で使うというだけではなくて、いろんな変化があるわけですから、そういった時点において必要であればこの検討会議を設置する、そういったことでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（松田兼宗君） 検討会議についてなのですが、何も決まっていけないというのはいいのですが、それ以前に意見を聞く場所というのはあってしかるべきなのではないかと思えます。方向性が決まってから検討会議を開くって、方向性のある程度町側が持ったら、それに沿った形で進んでもらわなければ困るわけでしょう、行政サイドとすれば。先ほど言いましたようにグリーンピアだって同じなわけです。決まって、そしてそれを追認してもらって検討会議でなければ困るのでしょう。それがひっくり返ることになると。その以前の意見を聞く場所があつていいのではないですかということなのです。それさえもないということなのですか。それはいろんな形のあると思えます。アンケートをとられるという手もあるし、いろんな会合の席でその地域の人との懇談の中でそういう話が出て、それも意見を聞いたということになるかもしれないですけども、あえて今後新幹線が1年半で来ようとしている中で実際に地域の人がどういう要望があるのかという、どういふふうにあの地域を使っていきたいとか、そういう要望を吸い上げる場面があつていいのではないですか。そして、それを参考にして町は決める、どういう方向に検討するというのが流れとしては自然なのだと私は思うわけですけども、その辺いかがでしょうか。

最後にそれをお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 検討会議のあり方についてのご質問だと思います。いろんな場面で検討する必要があるのですが、町でこっちはっきりしたある程度方向が定まるということは、例えば先ほどのグリーンピアであれば今は売却に対しての最優先権というのはグリーンピア大沼株式会社でございます、契約の性格上。そこのお話がなくなった場合にこれは当然必要なことだと思います。ですが、今から検討会議を開いてどのようにするかということはちょっと早いかかと、そのように私は考えます。

また、今回の旧赤井川小学校についてですけども、これについても松田議員もおっしゃっているようにある企業が、農業法人があつてあの辺の土地を買って、どんどん買収していると、そういうお話も私も伺っております。そことの関連もまた隣接地でございますし、そういった関連もございまして、もしくはそこを単独という考えもございまして。いろんな考えがある中では、まだ定かでないそういった部分を地域の方々と可能性として話しすることはできますけれども、そういう可能性だけのお話で検討会議ということは成立しないと思えます。ある程度の方向性、例えば選択が2つないしは3つ、そういったきちんとした設定がなされたときに初めて検討会議を開くべきだなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 赤井川小学校の活用方法についてを終わります。

以上で4番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、10、駒ヶ岳の噴火対策について、森町内保育所の統合について、3番、宮本秀逸君の質問を行います。

初めに、駒ヶ岳の噴火対策についてを行います。

○3番（宮本秀逸君） 最後でございます。お休みの方もぜひ頑張って聞いてください。駒ヶ岳の噴火対策についてでございます。

9月の御嶽山の噴火による災害は、全国的に衝撃的なニュースとなりました。登山者は誰ひとりとして予想だにしない突然の噴火により、多くの犠牲者が出る惨事となり、いまだに不明の方もおられるという状況下にあります。頂上付近の小屋は、今回の事態を想定していないつくりであったため、噴石、火山灰等に耐えられず、結果的に犠牲者を減らせませんでした。近年は、地震、津波、風水害、噴火ともに想定を超えた災害が多発しております。駒ヶ岳については、観測システムの充実や溶岩泥流対策工事等も進んでおります。しかし、同時に噴火予兆を捉えにくい警戒すべき山とも言われております。万が一の突然の噴火から登山者の命を守る手段として、頂上から山腹にかけて待避ごう等の設置も必要と考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員から駒ヶ岳の噴火対策についてご質問をいただきました。お答えいたします。

本年9月27日11時52分ごろ、御嶽山は突然噴火をいたしました。秋の登山シーズンを迎え、土曜日でもあったためか多くの登山者が訪れており、死者57名、行方不明者6名という大きな被害となりました。ご冥福をお祈り申し上げます。また、けがをされた方には早いご回復をお祈り申し上げます。この噴火は、平成8年から12年にかけて駒ヶ岳で発生した小噴火と同様水蒸気噴火と推定されており、当町においても決して無関係ではありません。1市3町及び関係機関で構成する駒ヶ岳火山防災会議協議会では、御嶽山の噴火を受け、注意喚起を促すチラシを6号目登山口へ設置するとともに、ホームページにも掲載するなど登山者に対して情報発信を強化するなどの対応をとってきたところであります。その内容としましては、以前からの注意事項に加え、改めて活火山のエリアに立ち入ることについてのリスク、入山届の必要性、有事に備えてのヘルメットなどの携行、そして最終的には自己判断、自己責任によることなどについて盛り込んだものでございます。

待避ごうにつきましては、一般的に整備を求める声も高まっており、その必要性は高いと認識してございます。設置費用や維持管理に要する経費の問題もございますが、協議会を構成する自治体などとも協議を重ねながら、国、道に対して要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○3番（宮本秀逸君） 協議会と協議したいと、こんな話でございました。町長はいかが

お考えでございますか。

○町長（梶谷恵造君） 私の考えということで再質問にお答えいたします。

やはり駒ヶ岳を我が町でも観光地としていろいろと活用したい、我が町だけではございません。環駒ヶ岳地域の七飯町、鹿部町も同様でございます。そのような考えでございますが、この避難ごうにつきまして、規模によって金額は違いますけれども、やっぱり大変大がかりな費用もかかる。そして、それを町単独としては取り組んでいくのはなかなか困難であると。また、設置する場所が国有地、国立公園の中の国有地に設置するというところでまたいろんな問題点、課題点があるわけですが、ここはやっぱり3町連携して必要なものは必要だとして何とかかなえたいなと思って、国、道に対して要望してまいりたいという考えでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○3番（宮本秀逸君） 多くの一般質問は、何かをやってほしいという要望が根底にあって、質問という形でやるわけですが、金がないからできないというのは、これは、町長、理屈にならないということなのです。当時の北海道新聞なのですけれども、当時のやつを集めたら、結構あそこ10日くらい連日で報道なされましたので、皆さんこれ読まれたかと思えますけれども、その中の一つをご紹介しますと、ここに書いてあるのです。そのときお父さん、熱いよ、携帯でありがとうというタイトルなのです。御嶽山の頂上の山小屋で生中継みたいな形でされておりましたので、もう全員が見られたと思えますけれども、あの中に入って、こういう言葉を子供やいろんな方が叫んでいるのです。携帯って便利なもので、もう私はこれでおしまいだから、今までありがとうという言葉なのです。そういう人の生き死にかかっているのです。あのさまを見たとき日本人のほとんどが涙したと思うのです、私。そういった意味で考えるならば、やはり金ある、なしではなくて、金をどうやって工面するかという方向にいかねばならぬと思うのです。どうしたらその金が工面できるかと。

私九州の生まれでして、阿蘇山の麓で育ちましたので、阿蘇山は本当に自分の庭みたいにしてしょっちゅう行って行っていましたので、あそこから待避ごうがあったのです。私ら子供のころからありました。それで、北海道、駒ヶ岳に来て、46年の年に初めて山に登ったのですけれども、あの山の噴火の跡を見て、ないのが不思議だと思ったのです。ないのが不思議だったのです。それからずっと40年余り生活させてもらって、いまだにでき得ないというのがこれすらやっぱり不思議なのです。私にすれば不思議なのです。何でつくらないのかなと。途中でも1回小さな噴火がありました。昭和4年の噴火というのはあれだけのものがありましたし、先ほど言いましたようにいつ噴火するかわからぬという、そんな状況下の駒ヶ岳でもあるという報道もなされておるのです。そういったときに、先ほど駒ヶ岳の4分の3を森町が抱えているのだという話が町長からありましたけれども、その自治体としてはやはり真剣にこれは取り組んでいくべき問題であっただろうし、あろうと、こ

んなふうと思うのです。ですから、今町長のお考えはどうですかというふうに聞いたのですけれども、費用も恐らく大きな額になるから3町で協議したいと、こんなお話でございましたけれども、とにかくつくるのだという気持ちでこれは働きかけていただきたいと思うのです。みんながこの数年間経験しているのです、どういう状況の災害が起きるかわからぬということ。そのときにその中でも考えられることというのはやっぱり手を打っていかなければならぬと思うのです。確かに現実問題としての費用の問題がありますから、難しいということはそれは重々私もわかるつもりではおりますけれども、つくるという方向で、俺はやるのだという方向でこれはぜひ取り組んでいただき、こんなふうに思います。

もう一回答弁をお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問をいただきました。

宮本議員もおっしゃっているように我が駒ヶ岳、活火山として水蒸気爆発を起こすそういう山でございますから、いろんな心配を持ちながらこの地域で皆さん暮らしているわけで、ただ今後行政といたしまして当然観光客、登山者についても命を守ることは大事であります。これは、隣町の七飯も鹿部も駒ヶ岳を囲って同じ共通の考えでございます。そういう中で、町民の生命、財産を守ることがまず最も今優先しなければいけない、そういうところだと、そのように思っております。そういう観点からというわけでございませぬけれども、観光客どんどんこの魅力ある駒ヶ岳にも来ていただいているわけですから、こういった方々の生命を守ることも一方では宮本議員ご指摘のように考えていかなければならない課題だと、そのように思っております。環駒ヶ岳の中でもこの駒ヶ岳の防災、こういった待避ごうに対する意見もみんな話し合っております。渡島総合開発期成会の中でもこの駒ヶ岳の観測に関するいろいろな取り組みというのはもうほとんどやり尽くしている状態です。その中で、これも新たに組み込んでいったほうがいいのではないかと、そういうご意見もございませぬ。そういったいろんな皆さんの意見もいただきながら、協力もいただきながら、将来的な課題として考えていきたいなと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 駒ヶ岳の噴火対策についてを終わります。

次に、森町内保育所の統合についてを行います。

○3番（宮本秀逸君） それでは、続きまして2問目に入ります。森町内保育所の統合について。

少子高齢化の時代にあつて、産業、教育、住居、交通、介護福祉、あらゆる分野で行政は直面する諸課題への対応を迫られている状況下にあります。森町においても自然減、社会減合わせて毎年204人が減少しております。生徒児童の減少により小学校も統廃合が進みました。町内の保育所も改築の必要もあることから、分散しているものを一堂に集めてはどうでしょうか。現在の森小にできるだけ近い場所に移転して、森町の教育施設ゾーンを形成することが将来の森町の姿にふさわしいと考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員から森町内保育所の統合についてご質問をいただきました。お答えいたします。

初めに、町立保育所の入所児童数の推移、現状についてお知らせいたします。平成21年4月には274名でしたが、平成26年4月は181名となっており、5年間で93名の減少となっております。また、さきの新子育て支援計画策定時のニーズ量調査では、保育所希望は190名前後で推移する見込みとなっております。

保育所の統合については、大きな目標、方向性としては議員ご提案のような方策も想定しております。また、現在策定中の森町子ども・子育て支援事業計画の中でも老朽化した施設の統合整備が盛り込まれる見込みとなっております。ただ、箇所数や場所については、幼稚園とのかかわりもありますことから、関係部局において十分な検討が必要であると考えております。

また、教育施設ゾーンにつきましては、津波防災の観点からですと議員ご提案の地区も望ましいエリアの一つであると私も考えますが、町全体の土地利用構想、あるいは均衡ある地域の発展などもあわせて検討しながら計画立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○3番（宮本秀逸君） ちょっと確認しますけれども、先ほど21年と26年の数字言われましたけれども、その後の190名というのはずっとその数字がこれから続くであろうみたいな、そんな意味合いでおっしゃったのですか。

（何事か言う者あり）

○3番（宮本秀逸君） わかりました。

ちょうど2年前に町長が就任なされたときに、3事業の民営化を進めていたものを一旦白紙にしたいという町長のご意見でそれは白紙になったわけでございますけれども、それは町長のお考えだったと思います。今の答弁の中にありました今後について種々の関係機関との協議も必要だと。その中でいろいろ検討していきたいというお話がございました。それも必要であろうということはわかりますが、町長としては今どういうふうにお考えでございますか。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

私の考えは、一番最後に答弁させていただきました均衡ある地域の発展などもあわせてというところにございます。やっぱり1カ所に集めて、集めてと申しますか、何回もさきの同僚議員にもいろいろなお話を申し上げております。施設を1つにするというのは非常に合理的なことかもしれません。ですが、いろんな観点から考えまして、その地域の核になる幼稚園であったり、小学校であったり、それからいろんな学校に関しては子供たちだけの施設にはならないと、そのような考えがございます。その地域、地域で、その地域のための核になるそういったことも考えられますので、1カ所というものは、これは自然になるのであればそれはいたし方ない部分はございますが、やはりバスを走らせるとはい

え、それからいろいろな交通手段を兼ねて用意しながら統合するとはいえ、全てを1カ所にとというのは今の段階では少し早いのかなと、そのように考えます。ある程度地域性を配慮した、それから先ほどの同僚議員のお話にもありましたように今後新幹線効果を得て赤井川地域がどのように変わっていくか、駒ヶ岳がどのように変わっていくか、それからそういった関係もあって濁川地域がどのように発展するか、町がどのように変わっていくかは今後計画どおりにいくかどうかははっきりわからないそういう部分もございますので、それと並行して幼児教育の施設、そういった学校施設が必要になってくるものと思います。まず、それにあわせて町の地域、地域が元気に暮らせるような、そういったものも並行してあわせて検討していく必要があるなど、そのように思います。

また、先ほど関係部局において十分な検討が必要と申し上げました。これは、保育所は町の役場のほうの関係でございますが、幼稚園が教育委員会のほうの管轄でございますので、この幼稚園の兼ね合いに関して関係部局と申し上げたところでございます。

以上を申し上げまして、再質問の答えとさせていただきます。以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○3番（宮本秀逸君） 私も中心に何でも集めればいいというだけの考えではないのです。やはりもうそういう必要に迫られた時代に今は入っているのだなという感じが実はいたします。

つい二、三十年前までは森町の中心街がこれだけ人通りが少なくなるだろうとか誰も思わなかったと思うのです。二、三十年あつという間に過ぎてこういう形に、失礼けれども、人がこれだけ減る時代になってきたと。先ほど町長は、今まで多かった人口が正常な姿に戻りつつあるのだというような答弁を松田議員にされましたけれども、私はその考えは間違っていると思っているのです。やっぱり異常な時代に入ってきたのだというふうに捉えるべきだと思うのです。異常といいますのは、間違いじみたということではなくて、想像していなかった想像以上の減少の時代に入ってきたと思っているのです。これは、確かに町長おっしゃるように地方創成会議ですか、あそこの言うのが必ずしも100%正しいとも思えませんが、かなりの確率はあると思うのです。それに基づいてかなり多くの政党なり、機関なりが真剣に検討しているということは事実でございますから、やはり私たちもそれに歩調を合わせていくべきだと、こんなふうに思っているのです。

そんな中で、森町もあれだけ小学校があったのですけれども、これだけ集約されてござるを得ない状況にあると思うのです。保育所も一つのその形を負わざるを得ないだろうというふうに思うのです。確かに地域にあればそれなりに利便性はあろうかと思えますけれども、そこはやっぱりサービスを持続しようというお気持ちであれば集約化も大きな選択の一つだというふうに、こんなふうに思うのです。ずっと以前から同僚議員からも指摘がありました例えば石谷小学校を使ったらどうかみたいな話も何回もありましたけれども、それはそれとしましてもやはり今は集約をすべきときにきているのだなと、そんなふうに私はどうしても思えるのです。そこで、ぜひ前向きな検討をしていただきたいなど、こん

なふうに思うのです。人口も、大変残念ですけれども、まだまだ恐らく減っていくと思うのです。これは、誰かがそしたらそれをとめれるかといったら、なかなかそれは不可能に近いことなのでしょうけれども、やっぱりその流れに合ったやり方というのは、今の保育所の建物の改築等も考えたり、それから既設の保育所なんかもありますけれども、何を残して、どれを統合したらいいのかということを実際に検討していただきたいと、こんなふうに思うのです。

そして、繰り返しになりますけれども、関係部局との、あるいは関係機関との、あるいは保護者たちとの協議というのは、これは必要だと思います。これはもうやらないわけにはいきませんが、それと同時に私はこうしたいのだという町長の考えなり、町の構想なりを早急にこれはつくり上げていただきたいと思うのです。そうでなく、社会の変化に合わせてその都度協議するというスタイルであっては、やはり後手後手に回ってしまうような感じがするのです。投資するときはやっぱりすべきだと、こんなふうに思いますので、もう一度お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

宮本議員のご提言、最悪の状態と申しますか、そういったものを見据えながら、本当にしっかりした対策をとりなさいという、そんなご提言だと思います。そういう中で保育所に対するお話でございますけれども、今現在町としてもどういうふうにこれから森町の子供たちを、幼稚園児、保育所の入所者、入園児を教育していくか、保育していくかという課題をまさに取り組んでいる最中でございます。これは、保育所だけではなく幼稚園も含め、それから施設の保育所についても当然考えていかなければなりません。その中に今現在は保護者の代表も入っていただいて、どういう方向性がいいのかということを議論させていただいている最中でございます。当然その中には、幼稚園も保育所も老朽化された施設ばかりですから、それを新しくしてやるその対策、また当然低海拔地域にもございます。そういった幼稚園もございます。これを津波避難対策から守れるような場所に移設してやる、そういったことも検討の中に入っております。そういったいろんなところから方向性をよく見きわめながら、そして一番大事なのはサービスの低下を招かないこと、そういったことも配慮してこれから進めていきたいなど、そのように思います。そういう中で、1カ所がいいのか、何カ所がいいのか、最終的に本当に1カ所に集めるのが最適なのかという答えが出てくるのかなど、そのように思います。全く方向性をはっきりした数字というのはまだ現段階では示せない状況だとは思いますが、今のままでよいとは思っておりません。やっぱりよりよい保育サービスのできるそういう体制を考えて進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 森町内保育所の統廃合についてを終わります。

以上で3番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回は、12月10日午前10時開会とします。

延会 午後 4時12分

平成26年第1回森町議会12月会議会議録（第2日目）

平成26年12月10日（水）

開議 午前10時00分

休会 午後 1時49分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 承認第 1号 専決処分した事件の報告について  
平成26年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 4 議案第 1号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 2号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 3号 森町発達支援事業センター条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 4号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 5号 森町病院長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 6号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 7号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 11 議案第 8号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 12 議案第 9号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 13 議案第10号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 14 議案第11号 森町地域活性化広場設置条例制定について
- 15 議案第12号 渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の変更について
- 16 議案第13号 路線の認定について
- 17 議案第14号 平成26年度森町一般会計補正予算（第5号）
- 18 議案第15号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 19 議案第16号 平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 20 議案第17号 平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 21 議案第18号 平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

- 2 2 議案第 1 9 号 平成 2 6 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正  
予算 (第 2 号)
- 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度森町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度森町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 2 6 議案第 2 3 号 訴えの提起について
- 2 7 意見書案第 1 号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書
- 2 8 意見書案第 2 号 漁業用燃油に係る軽油取引税免税措置の堅持に関する意見書
- 2 9 議員の派遣について
- 3 0 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員 (15名)

議長 1 6 番	野 村	洋 君	副議長	1 番	菊 地	康 博 君
2 番	山 田	誠 君	3 番	宮 本	秀 逸 君	
4 番	松 田	兼 宗 君	5 番	前 本	幸 政 君	
6 番	川 村	寛 君	7 番	西 村	豊 君	
8 番	木 村	俊 広 君	9 番	堀 合	哲 哉 君	
1 1 番	小 杉	久美子 君	1 2 番	長 岡	輝 仁 君	
1 3 番	三 浦	浩 三 君	1 4 番	東	秀 憲 君	
1 5 番	黒 田	勝 幸 君				

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長	梶 谷	恵 造 君
副 町 長	片 野	滋 君
会計管理者兼 出納室長	釣	隆 吉 君
監 査 委 員	池 田	勝 元 君
総 務 課 長	木 村	浩 二 君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	安 藤	仁 君
防災交通課長	小 田 桐	克 幸 君
契約管理課長	小 井 田	徹 君
企画振興課長	木 村	哲 二 君
税 務 課 長	伊 藤	昇 君
収納管理課長	久 保	康 人 君

保健福祉課長	山	田	仁	君
保健福祉課参事	住	吉	英勝	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金	丸	由起子	君
住民生活課長	佐々木	陽	市郎	君
環境課長	横	内	仁司	君
農林課長兼農業 委員会事務局長	工	藤	秀則	君
水産課長	黒	川	安明	君
商工労働観光課長	菊	池	一夫	君
商工労働観光課参事	新	田	清文	君
建設課長	岩	瀬	英一	君
建設課技術長	富	原	尚史	君
砂原支所長	川	村	光夫	君
地域振興課長	落	合	浩昭	君
町民サービス課長 兼保健対策課長	坂	井	定幸	君
教 育 長	香	田	隆	君
学校教育課長	清	水	雅信	君
学校教育課参事	若	松	幸弘	君
社会教育課長 兼公民館長	金	丸	孝也	君
生涯学習課長	中	島	将尊	君
体育課長兼 体育館長	武	井	肇	君
給食センター長	金	丸	義樹	君
図書館長	澤	田	勝則	君
さくらの園・園長	柏	渕	茂	君
病院事務長	坂	田	明仁	君
上下水道課長	石	島	則幸	君
上下水道課参事	小	松	裕章	君
消 防 長	山	田	春一	君
消 防 署 長	山	下	英一	君

○出席事務局職員

事務局長	藤	田	司志	君
議事係長	村	本	政	君
庶務係長	喜	田	和子	君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1号 専決処分した事件の報告について

平成26年度森町一般会計補正予算（第4号）

- 2 議案第 1号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3号 森町発達支援事業センター条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 4号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 5号 森町病院長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 6号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 7号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 9 議案第 8号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 10 議案第 9号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 11 議案第10号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 12 議案第11号 森町地域活性化広場設置条例制定について
- 13 議案第12号 渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の変更について
- 14 議案第13号 路線の認定について
- 15 議案第14号 平成26年度森町一般会計補正予算（第5号）
- 16 議案第15号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 17 議案第16号 平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第17号 平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 19 議案第18号 平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 20 議案第19号 平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 21 議案第20号 平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 22 議案第21号 平成26年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 23 議案第22号 平成26年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 24 議案第23号 訴えの提起について
- 25 意見書案第1号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書
- 26 意見書案第2号 漁業用燃油に係る軽油取引税免税措置の堅持に関する意見書
- 27 議員の派遣について
- 28 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番、三浦浩三君、14番、東秀憲君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎発言の訂正

○議長（野村 洋君） ここで三浦議員の昨日の一般質問の中で、地方創生に向けたまちづくりについてという項目がございました。その再質問の中で戸別受信機の代金の総額を30億と発言をしておりましたが、3億円の誤りと。それから、初期投資額を3億と発言しておりましたところをこれは3,000万の間違ひということで、それぞれ訂正をさせていただきます。

以上です。

◎日程第3 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、承認第1号 専決処分した事件の報告について、平成26年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、承認第1号でございます。専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成26年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページをごらんください。本件につきましては、平成26年度森町一般会計補正予算の第4回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,544万1,000円を追加し、歳入歳出それ

ぞれ100億1,609万3,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページ、7ページの歳出ですが、款2総務費、項4選挙費、目4衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の節1報酬から節18備品購入費は、選挙執行事務に係る所要の経費を計上したものです。

また、4ページ、5ページの歳入では、所要財源として全額選挙費委託金を計上したものです。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎日程第4 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第1号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

裏面をごらんください。また、同じく資料ナンバー1もご参照ください。特別職の期末手当の支給率を一般職に準じて改正しようとするものでございます。平成26年12月1日適用分を197.5から212.5、平成27年4月1日からの施行分を212.5を205に改めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第2号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

裏面をごらんください。また、資料ナンバー2を提出してございます。あわせてごらんください。主な改正点は、人事院勧告に基づき一般職の月例給、通勤手当、期末、勤勉手当の引き上げ、また管理職特別勤務手当の支給要件の緩和、さらには医師の役職追加に伴う所要の改正をしようするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○8番（木村俊広君） 別表の資料の2、2ページです。通勤手当の部分なのですが、この通勤手当というのはどの部分に対しての手当なのか。例えば通勤に要した時間に適用するものなのか、それとも燃料費なのか、あるいは車の借り上げ代とかそういうものもあると思うのですが、どの部分に対しての手当なのかお知らせ願います。

○総務課長（木村浩二君） 資料ナンバー2ページをごらんいただきたいと思います。これは自動車の通勤距離により算出するもので、自宅から勤務場所への距離によってそれぞれ支給をしようとするものです。

以上です。

○8番（木村俊広君） それは資料見たとおりの説明なので、それはわかるのですが、何に対してなのかというのは、なぜそれを聞くかというところ例えば燃料費も相当高騰してきているのですが、その分当然かかってくるという、そういう話であれば成り行き的にはわかるのですが、でも最近の車の状況からいくとエコカーというのも出てきて、相当燃料も食わなくなっている。そういう部分から見ても増額というのはいかなるものかなと、正直私はそのように思っております。

さらに、町職員のあり方についてなのですが、我々議員もそうなのですが、一般的に町民の方々も町外に在住する町職員のあり方というものについてもいかなるものかなと疑問を持っている町民の方も相当おります。そういう状況の中で、恐らく距離で20キ

ロ以上ということになると町外というふうになると思うのですけれども、20キロ以上の部分に関してはむしろ減額していただきたいなど、私はそのように感じているのですけれども、その辺についても、これ町長のほうがよろしいでしょうか、確認なのですけれども、私はぜひそういうふうにしてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（木村浩二君） 事務的なこともありますので、まず私のほうから説明させていただきます。

この通勤手当につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、これは人事院勧告に基づき所要の改正をしようとするものですので、そこは国公準拠という立場をとっておりますので、そこは少しご理解をいただきたいと思えます。

また、町外に住んでいる職員がいるのは事実でございますが、これについてはその職員の諸事情等があることも事実でございます。人事院勧告に基づき国公準拠という立場をとるということを基本にしていることを考えれば、町独自で減額というのはなかなか難しい措置なのかなというふうに私は考えてございます。

○町長（梶谷恵造君） 私から一言ご答弁申し上げます。

町外から通勤されている、役場の職員であれば基本的に地元に住まいするのが本来の姿であろうと、そういうご指摘だと考えます。もっともだと思えます。最近採用されている職員に関しましては町外の方もおります。そういった方々につきましては、地元に対する居住を義務づけというわけではございませんが、きちんと果たした上で町の職員になっていただいております。ただ、以前から勤めていただいている方々の中には、先ほど総務課長も答弁いたしましたけれども、いろいろな事情があって通勤を余儀なくされている、そういう方々もおいでです。そういう方々につきましては、私もなるべく町内に住んでいただきたい、それからこちらに引っ越していただきたい旨はお話し申し上げますが、やっぱりいろいろと家庭の事情もござります。これは、強制ということにはできませんが、これからはいろいろと町内に住むようお願いはしていくつもりでございます。

また、距離的な問題につきましては、これは基本として人事院勧告の基準を守りながら設定し、本来であれば議員おっしゃるように森町に住んでいただくということをお願いしながら進めていきたいなど、そのように考えております。

以上です。

○8番（木村俊広君） これは、町民ほぼ全ての人の要望だと思うのです。在住した中で勤めていただきたい。諸事情いろいろあるのしょうけれども、やはり町の政策としてこういうことはきっちり精査しながら条例を制定していただきたいなど。これは要望という形になるのかもしれませんが、今こういうことについての町民の不満の声というのはたくさんあるので、その辺十分考慮しながら今後についても考えていただきたいなど。できることであれば次の議会あたりにでも再提案でもしていただければありがたいなど、そのように考えております。

○15番（黒田勝幸君） 今のと関連ということになりますけれども、全くそのとおりなの

だ。だけれども、今町長のお話で、今までずっと採用なさっている方はこれはしょうがない。今後採用に当たっては、まず町内に住んでもらうということをお願いすると。いいことだなと思っております。

それで、総務課長に聞きたいのだけれども、今この支給制度は人事院のあれに従っているとかと言っている。これに限らず全て何か聞くと国だとか道のあれに倣ってやっているとすぐそういうことなのだ。我々にすれば逃げ言葉にしかならないのだ。だから、これからは、その町、町で財政内容も違うし、国の制度もわかるけれども、その町、町でやっていかなければならない時代だと思うのです。何でも国だとか道だとかそういうふうになれば、やっぱり財政のいいところも悪いところもありますので、そこの町に合ったようなやり方で今後やっていかなければならないのかなと思っているのです。それで、聞きたいのは、人事院なり、国のそのあれに従わないと交付税というものに対してペナルティーとか何かあるものかなと思っているのだけれども、その辺はいかがですか。

○総務課長（木村浩二君） 町の基本スタンスとしては国公準拠という形をとっております。これは給料、あと職員の身分等々を準拠しているということでございます。決して逃げ言葉ではございませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。

では、人事院勧告に従わない場合はどうなるのかということでございますが、特にペナルティー等々ということはないとは思いますが、では逆に国、道から指導が入り、なぜ準拠しないのかということもあるかと思っております。そこは財政事情が厳しくて、人事院勧告よりも低いレベルで支給なり、あるいは対応しているということであれば、それは独自抑制ということも使えるかと思っておりますけれども、その財政事情によってそういう措置をとるのだということは理由になるかと思っておりますが、逆にそれが高く支給するかということになれば、それはそれでまた問題になるわけでございます。では、どこによりどこを求めるかということになれば、やはり人事院の勧告に基づいた中でそれを入れるか、あるいは入れないで独自削減を実施していくかという判断になるかと思っております。ここはやはり何か一つの判断材料がなければならぬというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○15番（黒田勝幸君） 前町長のとき3年間という期限つきで職員の給料を減額した経緯もございまして。だから、やっぱりそういうふうに町の事情に合ったやり方でこれからはやっていかないと、何でも一律というのはいかがなものかなと私も思っているのです。急にだからといってそうなるわけでないけれども、その辺も考慮しながら今後考えていただきたいなど、こういうふうに思っております。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第3号 森町発達支援事業センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第3号 森町発達支援事業センター条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

なお、資料3、新旧対照表を提出しております。改正の概要について説明し、提案とさせていただきます。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、平成25年法律第112号に基づく措置として、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立を図り、また小児慢性特定疾病の児童等の自立を支援するための事業を法定化する等の措置を講ずることとし、小児慢性特定疾病対策の充実を目指す児童福祉法の一部を改正する法律が平成26年5月30日に公布され、平成27年1月1日から施行となります。改正法において第6条の2として、小児慢性特定疾病及び小児慢性特定疾病医療支援についての定義規定が新設され、現行の障がい児通所支援等の条項について第6条の2の2に繰り下げるため、森町発達支援事業センター条例の一部を改正する条例制定について提案するものでございます。

施行日については、附則にございますように平成27年1月1日からとするものです。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第4号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第4号、森町国民健康保険条例の一部改正について提案させていただきます。

資料4として新旧対照表並びに説明資料を提出しております。資料により説明させていただきます。まず、提案理由でございますが、健康保険法施行令の一部を改正する政令、昭和26年政令第365号の施行に伴い、森町国民健康保険条例の一部改正するものでございます。

提案内容は、現在出産一時金は森町国民健康保険条例第4条により39万円、規則で保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる額の基準である3万円を加算し、合計42万を支給しております。このたびの政令施行に伴い、平成27年1月1日からは出産一時金を40万4,000円、規則で定める額を1万6,000円加算し、合計42万としようとするものでございます。

施行日は、平成27年1月1日からとするものです。

経過措置といたしまして、施行日前に出産した被保険者に係る森町国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額は、従前の例によります。

以上、提案とさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第5号 森町病院長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） それでは、議案第5号 森町病院長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

説明資料として資料ナンバー5で新旧対照表を提出してございますので、ご参照願います。提案理由でございますが、現在の医師の職名は院長、副院長、医長のみであり、現在の職名だけでは20代や30代の若い医師からの求職希望があった場合、年収などのバランスが悪く対応できない状況にあることから、若い医師からの求職に対応できるようにあらかじめ職名の変更、追加及びそれに伴う給料月額の一部改正を行うものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものです。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○2番（山田 誠君） 説明資料の改正案のところの今事務長が言ったように医長しか今森にいないのだけれども、この（4）、（5）、（6）の報酬額の金額の定め方、どういう理由でこういうふうになっているか説明願いたい。

○病院事務長（坂田明仁君） このたび今までの医長が主任医長という形になりまして、医長、副医長、主任医員という形で追加させていただいています。まず、この目安なのですけれども、主任医員が20代くらいの先生というふう考えております。副医長につきましては30代、医長については30代から40代、主任医長からは40代以降ということで考えております。金額につきましては、年収で一応計算してございまして、他の病院等の金額も考慮して検討しております。おおよその年収でいいますと、扶養なしで、宿日直手当は月4回ということで計算してございすけれども、順番にいきますと主任医長では約2,450万程度、医長では2,200万程度、副医長では1,950万、主任医員では1,780万程度ということで計算で出しております。

以上です。

○2番（山田 誠君） 今他の病院との整合性、ほぼ同じような金額でないかというのですけれども、聞くところによると奥尻、北海道でも奥尻が一番高いと言われておりますけれども、この金額、今言ったように他町村との比較でほぼ横ばい、同じぐらいですよというけれども、大体どこの病院と同じぐらいですか。

○病院事務長（坂田明仁君） 病院自体は比較はしていないのですけれども、ホームページ上で各医療機関が医師の募集をかけております。その中で、北海道内の病院であれば大体1,800万から多いところでは3,000万ということになっておりますので、最低でも1,780万程度だろうということで今回は決定させていただいております。

○2番（山田 誠君） そこで、町長、今森町の国保病院経営的にも大変な時代を迎えているわけですがけれども、先ほど通勤手当のほうの話も出ていましたけれども、利益が上がって、経営がスムーズにいつているというのであればわからないわけでもないですけれども、今の状況でこのような金額を発した場合に町民からの、考え方はいろいろあるでしょうけれども、冷ややかな批判的なものも出ないのかなという心配もございすけれども、

その辺いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

現在の内容で赤字の状態ではございます。しかし、この内容を好転させるためには医師の確保が必要です。その医師の確保を考えた場合に、高齢の方々ばかりではない。やっぱり若い先生方にも来ていただきたい。そういったことから、その中身の充実、きちんとした細目が必要だろうと、そういうことから判断をしております。どこかの機会でも申し上げておりますが、介護の看護の体制は非常に充実を見せておりますので、あと不足をしているのはドクターだけです。このドクター確保には本当になかなかいい方とめぐり合わない、来ていただける方になかなかめぐり合わないのが実情でございますけれども、今後この医師確保に向けてきちんと受け入れる体制の一つとしては、こういう給与体制の整備も必要かなと、そのように思います。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 今の説明わかりました。

ちょっと認識不足で申しわけございませんけれども、この資料の改正案のところの1、2、略と書いてあるのだけれども、これは例えば院長とか副院長という欄のかなと、こう思うのですけれども、そうなのですね。参考までに差し支えなかったらこの金額も教えていただけませんか。

○病院事務長（坂田明仁君） 院長の給与月額につきましては150万、副院長につきましては137万というふうになっております。

（何事か言う者あり）

○病院事務長（坂田明仁君） 年額では院長では約2,920万、副院長では2,640万程度ということですよ。

○8番（木村俊広君） 主任医長で年額で2,450万、その下2,200万ということなのだけれども、それぐらい出さなければ医師呼べないのですよ、確保できないのですよというような、そういうような先ほどの町長の答弁だったと思うのですけれども、実際これで呼べるのかどうなのかと。山田議員の答弁に対してそれぐらい払わなければ呼べないのだよというような発言でなかったですか。呼ぶためにはこういうものをしっかりとセットしなければだめだと、そういう話ではなかったですか。それで、実際これまでもこれぐらいの金額はずっと提示してきているはずなのです、町としては。でも、実際的には呼べないと。これかちっと数字出してしまっているのですけれども、逆にやりづらくなるという部分今後出てこないのかなとちょっと心配な部分もあるのですけれども、その辺どうなのですか。

○病院事務長（坂田明仁君） 先ほど提案理由で説明させていただきましたけれども、今までは一番低いので医長ということで二千四百四、五十万ということだったのですけれども、実際まだ面談とかはしていないのですけれども、20代、30代からの医者からの問い合わせはあります。その場合いきなり2,450万も出せるかということもありましたので、今回提案させていただいたというふうなことです。

○8番（木村俊広君） 今後の運営に当たって、交渉事ですから、医師との交渉事もあるので、その辺の感じでつらくならなければいいのです。数字でうたってしまってやりづらくなるというようなことがあれば大変なので、その辺のことが十分クリアできるのであればこれでオーケーなのですから、大丈夫ですか。

○病院事務長（坂田明仁君） 本来であれば幾ら以下とかという形でやらせていただければ一番いいのですけれども、給与等につきましては自治法上でうたいなさいというふうになっておりますので、一応提案させていただいております。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第6号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、議案第5号と同様に若い医師からの求職に対応できるようにあらかじめ職名の変更、追加及びそれに伴う研究手当額の一部を改正しようとするものです。

資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第7号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） それでは、議案第7号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についてをご説明いたします。

本条例は、平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度において施設や事業の設備及び運営に関する基準について子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、国の基準を踏まえ、各自治体ごとに条例を定めるところとなったことによる条例制定でございます。なお、先般11月25日に開催されました議員全員協議会においても説明させていただいております。

以下、配付資料に従いましてご説明いたします。資料7をお開き願います。条例制定につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるための条例を制定しようとするものです。5ページにわたりまして主な条文ごとに項目、内容等について概要を表にまとめ記載しておりますので、ご参照ください。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第8号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） それでは、議案第8号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてをご説明いたします。

本条例は、平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度において施設や事業の設備及び運営に関する基準について児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、国の基準を踏まえ、各自治体ごとに条例を定めるところとなったことによる条例制定でございます。こちらも先般の11月25日に開催されました議員全員協議会においても説明させていただいております。

以下、資料の8をお開き願います。制定理由につきましては、児童福祉法の規定に基づき、森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものです。5ページにわたりまして先ほど同様主な条文ごとに項目、内容等について概要を表にまとめ記載しておりますので、ご参照ください。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第9号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） それでは、議案第9号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてをご説明いたします。

本条例は、平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度において施設や事業の設備及び運営に関する基準について児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、国の基準を踏まえ、各自治体ごとに条例を定めるところとなったことによる条例制定でございます。こちらも先般11月25日に開催されました議員全員協議会において説明させていただいております。

資料の9をお開き願います。制定理由につきましては、児童福祉法の規定に基づき、森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものです。3ページにわたりまして主な条文ごとに項目、内容等について概要を表にまとめ記載しておりますので、ご参照願います。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第10号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） 議案第10号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について提案させていただきます。

説明資料10を提出しております。条例の朗読を省略させていただき、資料により説明させていただきます。本条例案は、昨年度に引き続き冬期間の増嵩する暖房費に対応するため一部を助成しようとするものです。第1条は、条例制定の目的でございます。町内に居住します独居老人世帯、重度心身障がい者世帯、母子世帯等に対し暖房費の一部を助成することにより経済的な負担の軽減を図り、福祉の向上に資することを目的としてございます。

第2条は、助成の対象となる世帯の規定でございます。助成する世帯は、平成27年1月1日現在の住民基本台帳に記載され、次の各号のいずれかに該当する世帯のうち、町民税非課税世帯といたします。ただし、対象世帯のうち生活保護法による生活保護を受けている世帯、該当となる障がい者等が社会福祉施設等に入所している世帯及び世帯全員が長期入院並びに冬期間町外に滞在している世帯を除くものでございます。

第3条は、助成内容で、灯油の支給量を規定してございます。福祉灯油等の助成につきましては、北海道地域づくり総合交付金、高齢者の冬の生活支援事業でございますが、の

交付を受けてございます。灯油価格の高どまりとあわせて電気料金が再値上げされ、今年度の交付基準額が昨年度までの60万から90万円に見直されております。このことから本年度につきましては、1世帯当たり10リッター増量し、60リッターとし、灯油以外の暖房を使用している世帯についても相当額を支給できるように規定してございます。

第4条以下については手続規定でございますので、説明については省略させていただきます。

なお、附則につきましては、条例の公布の日から施行し、平成27年3月31日限りで効力を失うものです。

以上、森町福祉灯油等の助成に関する条例の説明とさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○13番（三浦浩三君） この福祉灯油、数年前から始まっていますが、これたしか時限立法だったと思いますけれども、今後の動向というものの、その辺はどうなのですか。というのは、一旦始まったものですから、最低限でも5年、10年と続くのでないかなとは思うのですが、将来的に安心して利用できる制度なのか、その辺もし情報がありましたら教えてもらいたいと思います。

○保健福祉課長（山田 仁君） 三浦議員のご質問にお答えします。

まず、この事業につきましては、暖房費、今中心となっています灯油の高いというふうな部分の支援をしていこうと。ですから、そこの部分が安定して、灯油等の値段が下がってくればそのようにはなっていないというふうな、単純に冬の暖房になるものを助成しようという目的ではなくて、先ほど目的の部分で話したとおり、やはり高い位置にあるでしょうというふうな部分で部分的に支援をしようというふうな事業でございますので、そのことから毎年こういうふうな形で提案をさせていただいている状況でございます。ですから、あと5年先、何年先というのは現在の段階ではどういうふうになるかというふうな部分は明確には答弁できないということをご理解願いたいと。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第11号 森町地域活性化広場設置条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） 議案第11号をご説明申し上げます。

本案は、森町地域活性化広場設置条例の制定でございます。

設定理由につきましては、森町地域活性化広場設置に伴い、世代間交流やイベントを通して地域の活性化を図り、広場を常に良好な状況で管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営するために森町地域活性化広場設置条例を制定するものであります。

裏面をごらん願います。主な内容につきましては、第1条では設置目的、第2条では名称及び位置についてとなっており、名称は森町地域活性化広場、位置は森町字清澄3番地1となっております。

3条の利用許可につきましては、行商、興行及びこれらに類する営利行為をするもの、広場の全部、または一部を独占して使用するもの、その他町長が管理上必要と認める行為をするものは、あらかじめ町長の許可を受けなければならないという定めになっております。

第4条では利用の制限、第5条では利用権の譲渡等の禁止、第6条では特別の設備の制限、第7条では利用許可の取り消し等について明記しております。

第8条の広場の使用料では、森町に居住、または通勤もしくは通学する者の場合は無料といたし、それ以外の者は別表に定める使用料を納付するというふうになっております。別表をごらんいただきたいと思っております。使用料は、全面で1日5万円、半日で2万5,000円、半面、1日で2万5,000円、半日で1万2,500円と定めております。算出根拠につきましては、森町森都市計画公園条例の使用区分の売店、休憩所、児童遊戯施設の使用料を参考に1日の1平米当たりの使用料を算出し、1平米当たり12円といたしまして広場イベントの開催利用面積4,498平米を掛け、さらに端数調整いたしまして算出したところでございます。

第9条では使用料の減免について、第10条では使用料の不還付について、第11条では原状回復の義務について、第12条では損害賠償の義務について、第13条では委任について明記しております。

附則といたしまして、施行日は、公布の日からとするものでございます。

以上、森町地域活性化広場設置条例制定に関する説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○13番（三浦浩三君） 町長にお伺いしますけれども、無記名での投函、非常にやゆされたような、そういう話が出ていますので、町民、住民の利益になるものだよというような

趣旨の説明というもの非常に大事なことだと思いますので、その辺の説明の機会というもの十二分に持って運用してほしいなと思いますけれども、その辺の考え。

○町長（梶谷恵造君） お答えを申し上げます。

ところどころそういったお話も私も伺ってございました。かなり説明が不足しているなと、そういう感じがいたします。先般青年会議所の理事長との対談のときにもこの点についても若干触れさせていただいた経緯もございます。それと、地域活性化広場、もともと役場の駐車場をもとにして整備させていただいた経緯がございますし、今現在その真ん中の部分役場に來られた來客者のためにあける措置をしております。やっぱり一番近いところが役場に來られた町民の方々がちやんと利用できるような、そういう現状になってございます。こういった点につきましてもいろんな機会で皆さんに説明させていただいて、そして理解を得るような、そういう努力をしてまいりたいと、そのように思います。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） 使用料について1平米12円と言ったか、その金額はいいのだけでも、算出の基準がどうなのかなと。どこかのを参考にしながらやったのかなと、その1点。

それから、使用料のかかわりで町内、町外はもう全然関係なく一律だということなのか。

それから、例えば平日使う場合そこに車あったらうまくないわけでしょう。例えば今町長言った來客者、公用車、職員の方、それは結局撤去という言葉は悪いけれども、そこにとめないように平日はするというような考え方なのか。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えいたします。

算出根拠につきましては、森町森都市計画公園条例の中にあります使用区分の売店、休憩所、児童遊戯施設の使用料を参考にしておりまして、1日の1平米当たりの使用料から算出して1平米当たり12円というふうに算出しております。

それと、町内、町外の部分につきましては、町内の方が利用する場合につきましては無料というふうに定めております。

あと、平日イベント等がある場合は、これはイベント優先ということで活性化広場のほうを使っていただくというような形に考えております。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 町内の方は無料と言ったよね。同じ町内でも例えば食KINGみたく町全体をあれしてやるのはあれなのだけれども、個人の方が利益を伴うような事業の場合それはただでないのでしょうか。物を販売する人。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） 想定しておりますのは、イベント等で個々の物を売るというのは想定しておりませんので、今黒田議員おっしゃったような食KING市とか三業まつりとか、そういうもので利用させていただくというような形でございます。

以上でございます。

○3番（宮本秀逸君） 地域活性化広場なのですが、私は森町役場駐車場と銘打ったほう

がいいのではないかと思っているのです。恐らくそういうふう思っている方はいっぱいいらっしゃるって、この間いきなりある町民の方から言われました。ネーミングと現状と全くかけ離れたように見ると、あるいは森町役場駐車場という名称にしたほうが良いというご意見がありましたので、町長、いかがお考えになりますか。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

地域活性化広場というネーミングなのですけれども、一応執行された予算の性格上もございまして、こういう名前に落ちついたということでございます。ただ、内容におきましては役場のもとと駐車場でございましたので、それは裏事情というか、表向きは、一応ほかの施設に当たってもちょっと場所と名前が違うという、そういった施設も町内にございます。そういった関係上、予算の関係上だと、そのようにご理解を願えればなど、そのように思います。

そしてまた、これが今はまだできたばかりで全く活用されておられない。1度だけ食K I N G市の最終が行われただけでございますので、今後この施設を大いにいろんなイベントで活用していただける中で地域活性化広場という名前がちゃんとしっくりくるようになるかなと、そのように考えております。

以上でございます。

○3番（宮本秀逸君） 私どもは、以前からこの話を聞いておるわけですから理解したくなるのですけれども、一般の方から見ますと今申し上げましたようなことが現実だと思うのです。そして、食K I N Gについても何で大通りからこっちに持ってこなければならぬのだという言い方もその方はされたのです。それも一理あるなというふうにもやっぱり思えるのです。だから、一般に対してもそこら辺の周知というか、これはこれからきちっとやっていかなければならぬでしょうし、本来の趣旨、目的に沿った使い方も、これは今計画されている以上に頻繁に行っていないとその目的を達することができないのではないかとこのように思うのです。それでなかったらあくまでもやっぱり森町駐車場になってしまう感じがするのです。駐車場でたまに何かをやっていると、イベントをやっているというふうに捉えられてしまうと思うのです。果たしてそれでいいのかというようなことは常につきまといってくると思いますので、そこら辺のこれからのあり方はよくご説明なさっていただきたいと、こんなふうに思います。

○15番（黒田勝幸君） 今のとちょっと関連するのだけれども、この設置条例第1条、活性化広場を設置するとなっている。そして、実際にそしたらイベント年間どれぐらいあるのかということになります。そうすると、ないときには、職員さんだけでなくて公用車もそうなのですけれども、職員さんの車多いわけでしょう。だから、今の同僚議員のお話のようにどっちが優先というか、この字句からいったらちょっとおかしいのだ、実際ふだん使っている姿が。だから、駐車場という言葉も出てくると思うのです。だから、こういう設置条例、こんなうたい方でいいの。実際にイベントというのも年間通して幾らもないでしょう。その辺どうやって考えているのか。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えいたします。

現在のところイベントの回数、今黒田議員さんがおっしゃったように少ないという状況でありますけれども、今後経済界、そして広報、ホームページ通じてイベントの回数等々は増やしていきたいというふうに考えておりますし、また現在状況からすれば車をとめている日数が多いという状況ではございますけれども、先ほど申し上げたとおり、イベントを開催する場合についてはそちら優先ということで広場のほうを提供していきたいというふうに考えておりますので、今後また状況を見ながら周知等々を進める中で効率的に活用できるようにしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） どうしてもイベントというのは土日とか休みの日多いと思うのだ。やっぱりふだんは職員さんがとめることが多いと思うのです。そういうような中から、これ町民から素朴な疑問、気分悪くしないで。駐車料もらったらどうなのと言う町民いるのだけれども、その辺これつくるに当たってそういうことの話とか話なかった。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） 地域活性化広場ということの利用で考えておりましたので、駐車場の料金等々については考えておりませんでした。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） この設置条例目的からいったら違反なのでないの。設置条例のこれからいったら、イベントに使うと書いているから、だから結局目的外に使った場合に駐車場の云々という話も町民からすると言いたくなるのでないのか。その辺どういうふうに考えているの。

○議長（野村 洋君） 質問の最中ですが、15分まで休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えいたします。

イベント等が開催されていない期間につきましては、公民館、それから公園の利用者の駐車スペースとしての活用も想定しておりますし、また夏祭り等々の場合の踊りの練習とかよさこいの練習、それから小中学校のイベント等、地域振興につながります地域のさまざまな活動に利用していただくということを想定しているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（木村浩二君） 駐車料金のことについて私から答弁させていただきます。

職員が自家用車で通ってあそこに車をとめさせていただくということになっているわけですが、職員の実態を見ますと自家用車がなければ通勤できない地区に住んでいる方というのはたくさんいらっしゃいます。では、その方々と、役場庁舎あるいは勤務場

所に近くて徒歩で通っている職員というのものもあるわけですが、その辺の整合性が図れないということにもありますと職員間の不公平ということが出てまいります。また、そこは職員の繰り返しますが、福利厚生の一部ということで、あそこをイベントがないときには活用させていただきたいというふうに考えてございます。

また、あそこの整備の財源としましては、合併補助金、それと合併時に積み立てた地域振興基金、この2つを充当してございます。これらからしても駐車料金ということになればまた整合性がとれないということも考慮したいというふうに考えてございます。

○15番（黒田勝幸君） 聞いているとかなり苦しい答弁だ。こういうイベント広場の場所の名称は、合併の補助金いただいているから、まさか駐車場と書かれないからそういうふうになっているのでしょうか。と思うのだ。だけれども、町民感情のことをさっきしゃべっている。だから、前はあのように雨降ればもうぐちゃぐちゃで大変な場所だったから、これはこれでしょうがないのだけれども、ああいうふうに舗装してしまうとやはり町民から見ればそういうような見方をしているということなのだ。だから、金額はともかくそういうことも考えたらいかがですかということなのです。だから、福利厚生も何でもわかるけれども、やはり皆さんが納得できるような形でいかないと。だから、今ここでどうのこうのとなりませんけれども、その辺も勘案しながら今後検討していただきたいと、そういうことで、あといいですから。

○9番（堀合哲哉君） ちょっと質問させていただきたいと思います。

使用料のかかわりなのですが、この第8条を見ますと森町住民、あるいは森町に通勤ですから仕事、あるいは学生を対象に通ってくる方はこれは無料だということ。実は、これは活性化広場でございますので、この第1条の趣旨からして、この趣旨に賛同する部分についてはこの広場は無料で開放すべきであると。要するに町内、町外問わないという考え方をぜひお持ちいただきたいと。それは、使用料の第8条2項で特別の理由がある場合は、町長がこれを許可するということですので、使用料の場合、これ使用料規定でございますので、ぜひ第9条の減免にもつなげていただきたいというふうに思いますが、この辺ひとつよろしくお願ひしたいのですが、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 私からお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように町の活性化に資するそういうイベントで町外の方々がこの広場を利用したいと、そういう場合にはそういった前向きな検討、そして減免の対象等になるような考え方で取り進めたいと、そのように思います。

以上です。

○9番（堀合哲哉君） どうもありがとうございます。

それで、今まで同僚議員からいろいろご質問ございましたけれども、今つくった段階で1年間でおよそ使うのはこのぐらいだという限定をしまえば果たしていいのか、悪いのかという議論になってしまうわけですが、この広場をいかに有効活用するのかというのがこれからの課題であろうというふうに思います。それで、今この席には各課課

長来ておりますので、いろんな方面でこの広場を有効利用するという観点で新年度ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。それで、そういう観点から、何かお話し聞きますと来年の1月2日には消防の出初め式も行われるというお話も聞いておりますし、その他いろいろあります。我々議会人としては、これはもう既に本会議で反対者誰もいなかったはずでございまして、全員賛成でこれ決めておりますので、私一個人としてこれからどう活用するかということをお互い知恵を絞ってやっていくこと、これが今必要ではないのかと。つくってしまってから利用がないわなんていう話にはならないだろうとは私思います。ただ、1つお聞きしたいのは、広場となるものですから、ふだんの子供たちのあそこで遊びたいとかいう要望が出た場合どういう対応をなさいますか。その辺お聞かせいただきたい。そういう場合は、個人の考え言っではまずいのだけれども、今の職員の駐車の問題も出ておりますので、ぜひこれからも検討材料にしてやっていただきたいなというふうには思いますけれども、いかがでしょうか。子供たちの遊び場としてというのは、それはあり得ないのでしょうか。その辺お願いします。

○副町長（片野 滋君） 私からお答えいたします。

先ほど商工労働観光課長のほうからも答弁しましたけれども、いろいろな本当に学校関係であるとか保育所であるとかそういう利用を図っていききたいと、そのように思っております。ただ、実際子供たちが単純にあそこを使って遊ぶというのは、あそこに管理道路も1本入っておりますので、交通事情もありますので、余りそれはよろしくないのかなと。ただ、保育所のお子さんたちが何人かでもってあそこを利用して何かをやりたいと、そのような行事につきましては、それはもう優先して駐車場をあけて実施させたいと、そのように思っております。

以上です。

○3番（宮本秀逸君） こだわって大変申しわけないですけども、例えば毎週何かイベントをやったとしても年間通して考えますと300日はやっぱり駐車場として使われるわけです。駐車場ではないのでしょうかけれども、私には駐車場に映るし、私に言った人にも駐車場に映っているわけです。それで、地域活性化広場というこの名称なのですけども、これはどうしてもこの名称を使わなければならないものなのですか。例えば多目的広場とか名称を変えることができれば駐車場として使っても言いわけができてくるのかなと、こんなふうに私は考えるのです。どうしても地域活性化広場という名前にしなければならぬものがあるのかどうか、そこら辺教えてください。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時26分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○副町長（片野 滋君） お答えいたします。

確かにこの名称につきまして今議員のおっしゃるように多目的というような表現であれば扱い方がいろいろあるのかなと思います。ただ、当初からこの地域活性化広場という、設置条例今出していますけれども、当初からこの名称を使っておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

それと、多目的の目的に対しましての利用の規定につきましては、条例以外の規則のほうでそれらをうたっておりますので、その辺もご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） 縷々質疑が出ていますけれども、私は今のこの条例設定、先ほど出ていましたけれども、1つはこの第1条に書いているイベント開催があつて、地域を活性化する場合は8条で無料ですと。森町内に住んでいる方は無料ですと。それから、営利を目的とするところは有料ですよ。これ有料であろうが、なかろうが、地域の活性を図るための判断というのは誰がする。あくまでも私はイベントは営利を目的としないイベントというのはない。PRはあるけれども。損までしてやるところどこにありますか。だから、そういうことをきちんとわかるようにしないとだめだ。例えばフリーマーケットとかバザーとかチャリティーとかをやつて、どこかに寄附しますよという、それだったらわかる。例えば食KING市であろうが、三業まつりであろうが、何であろうがどこか損しているところある。みんな営利目的なのだ、最終的には。だから、そういうがちゃがちゃ、がちゃがちゃ言わないでとにかく使用させると。はっきり例えば車屋来て売るとか何をやるよとかいう場合は有料にするべきだけれども、あとはほとんど無料にすべきだと、私はそう思う。これまず1つ質問。

それから、先ほど来から出ているように町民の方々が職員の本町ではないかと、おかしいのではないかとやっているのだけれども、事業をやる以上はいろんな補助とか起債受けるわけです。たまたま合併した。旧砂原と旧森が合併して、せつかく補助、起債があるということで、合併の補助金をいただいて今回森町地域活性化広場をつくったと。いいことだと思うのです。ただ、メニューがいいか、悪いかはそれは後の話だ。担当としては、私ちょっときついこと言うかもわからないけれども、先ほど町長がちょっと触れていましたけれども、町民に対するPRが少な過ぎる。こういうふうにごうやるからごうだよと、広報でもいいのだ。何でもいから町民にわかりやすく、疑義が出ないようなやり方をしないとだめ、担当は。町長はそんなに頭回るわけでないのだから、別なほうに頭回っているのだから、担当がそのぐらいのフォローしてやらないとだめだ、あなた。そういうことをきちんとやりなさい。そうすれば今各人から出ているような議論にならないのだ。納得して、補助をもらうためにはこういう名前が必要なのだよと、だからこういうふうなことですよと。それから、今活性化広場ぐるっと回っても看板一つもない、看板が。ありますか。ないでしょう。だから、看板にこういうふうにごうイベント広場とか書けばいいではないか。車とまっているから職員の本町と思われるのだ。せつかく何千万もかけてつくった

のだから、多目的に有効に使うべきなのだ、こういう施設は。それでないと、だんだん、だんだん基金も減っていく、何も減っていくとなればまた給料減額される、あなた。そういうことをきちっと頭に入れてやらないとだめなのだ。各課長方もそうだと思うのだけれども、やっぱり自分の課は課長が守らないとだめなのだ。国会でいけば大臣だ、大臣。いろんなことを町長、副町長にも提案して、こういうことをやっていかなければ森は活性化しないよということをやっごらん。すばらしい町になると思う。だから、そういうことをきちっとこれから早目に、今からでも遅くないですから、町民がそういうふうなことをやっている、町長が、森町がやっていますよというイメージを与えなさい。それから、そのPR。年間ずっと使えるように、職員が駐車場に置かなくてもいいような日々をつくって、こういうものをやりなさいとあっせんして歩きなさい、あなた。ただ広報に書いたとかチラシ入れたからではだめなのだ。各団体いっぱいあるでしょう。そういう方々に言って、やりなさい、やりなさいとやっごらん。道新の支局長さんも来ていますけれども、うんと利用してやってもらえばいいのではないですか。

議長、そういうことで2問、最後は町長に答弁願いたいです。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時33分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○副町長（片野 滋君） 今本当に貴重なご意見私いただいたと思っております。とにかくこの活性化広場、本当に有効利用するような形で今後もまた町民の皆さんにその内容を説明し、またいろいろな団体にもそういう話をさせていただきながら、本当に有効的に活用してまいりたいと。それでもって町民の理解が得られるものと、このように考えておりますので。また、看板等の設置のお話もございましたので、それらについても対応させていただきたい、このように思います。

以上でございます。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えいたします。

今副町長のほうからもお話あったとおり、山田議員ご指摘のとおりPR不足というのはあったのかなというふうに反省しているところであります。今後町のホームページ、広報、それから経済界、各団体等に対しまして積極的にPRをしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

（「料金」の声あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えいたします。

許可について、誰が許可をするかという1点目だったのですけれども、許可の判断というのは町長になろうかというふうに思います。

それと、営利目的の関係だったのですけれども、地域活性化に資するというのであれば営利目的でも利用できるというような条例になっております。

以上でございます。

○4番（松田兼宗君） 確認というか、届け出の窓口というのは商工労働観光課になるということなのかということと、その届ける場合、利用する場合に届ける日にちと違って何日前とかというのは特に条例には書いていないのだけれども、例えば当日でも可能なのかということなのです。ふだん駐車場として利用している場合に、その日に急遽何か使いたいからちょっと借りれないかという話になった場合に可能なかどうかということなのです。

それと、今後ドクターヘリとかの絡みからすると、この広場が最も役場に近いわけですから、使い道としては常に冬場は除雪もされているでしょうから、とすればここになるのかなというふうに思ったりもするのですが、そのことからしていつも駐車場にしているとスペース的にあけておく場所が必要になってくるのかなと思ったりもするのですが、その辺どうなのでしょう。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） 窓口につきましては、商工労働観光課が窓口となります。

それと、申請のほうなのですけれども、規則のほうで申請7日前というふうになっておりますので。

あと、ドクターヘリにつきましては消防さんの……。

○消防長（山田春一君） ドクターヘリの件について私のほうからご答弁させていただきます。

ドクターヘリについては、要請から今議員が言われるように活性化広場までは大体5分くらいで来ます。その場合どうしても車両の関係、またイベントの関係というものがありますから、うちのほうとしては現在のこの活性化広場ですか、それはドクターヘリのランデブーポイントには考えておりません。

以上でございます。

○4番（松田兼宗君） 規則で別に定めるということなので、その辺では7日までということに書かざることに、それはまだできていないということで、これからつくるといふ話でしょう、規則は。できているのですか。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） 案はできておまして、利用しようとする日の7日前までということで規則で定めようとするものです。

以上です。

○7番（西村 豊君） イベント広場の大きさを全員協議会でも言ったと思うのですが、ちょっと忘れたもので、それを教えてほしいのと、それから駐車場に今使っているけれども、全部使ったら何台とまることができるか。それと、町の職員で今何台使っているのか、それを教えてほしい。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○商工労働観光課長（菊池一夫君） お答えいたします。

広場全体の面積ですけれども、6,000平米となっております。あと、駐車するスペースなのですけれども、台数ですが、146台で、11月時点で調べた使用者の台数が職員の車が88台というような数字となっております。

以上でございます。

○7番（西村 豊君） 今町民からいろんな苦情でないけれども、町の職員のためのという話あるでしょう。それで、駐車場、引いたら60台ぐらいしかないのか、あと。だから、駐車場真ん中今あけていこうというのだけれども、町の職員のとめる場所下げたら、ずっと後ろのほうに、目立たないように、いっぱい。そうすると、前のほうあくと思うのだ。そうすると、町民が見たときに、あっと思うのだ。今何だかわからぬ車いっぱい並んで、誰のこれ駐車場となってしまうから、お金取るのはだめ、そしたら後ろに下げな、見えないうちに。そうすると、前のほうに半分ぐらいあるのだもの。そうすると、いつでもイベントができるでしょう、半分あったら。後ろに下げなさい。そしたら、町民からないから、話。正面の庁舎に近いところに置くから目立つ。だから、隅っこのほうに下げる。そうすれば目立たないから。そういうふうにしなさいと思うのだけれども、町長、どうだい、それは。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

先ほど私答弁させていただいた中で、一番庁舎に近い真ん中の列をあけておるといってご答弁をさせていただきました。やっぱりいろんな配慮が必要なのかなとも思います。これから職員ともいろいろと話をしながら、また一方では皆さん方からいただいた貴重な意見の中で、これから忘年会、新年会、たくさん人の集まるイベント、それから新年会等がございますので、そういう席でも町民から理解をいただくように、そのように努力をさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ないですね。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。  
これから議案第11号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。  
日程第14、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第12号 渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○収納管理課長（久保康人君） それでは、議案第12号についてご説明を申し上げます。

本案は、渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の変更についてでございます。

裏面をご参照ください。並びに、資料11をご参照ください。変更内容でございますけれども、規約第6条第1項中、選挙区それぞれ1名を渡島選挙区においては4名、檜山選挙区において2名に改めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。  
これから議案第12号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。  
日程第15、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第13号 路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（岩瀬英一君） 議案第13号につきましてご説明いたします。

資料ナンバー12を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、路線の認定についてでございます。提案理由でございますが、認定しようとする路線は上台町の住宅地区の生活道路として地域住民に利用されており、幅員は6メートルと十分な幅が確保され、道路用地の寄附も完了しております。道路法第8条の規定に基づき、次のように認定しようとするものであります。路線番号2427、路線名、上台町26号線、路線の起点、上台町302番3地先、路線の終点、上台町302番3地先、道路の総延長は113.01メートル、実延長は105.01メートル、幅員は6.0メートルでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

午後1時まで昼食のため休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第17 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第14号 平成26年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、補正予算の第5回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,935万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ102億8,544万8,000円にしようとするものです。

第2条の地方債の変更、第3条の債務負担行為は、それぞれ第2表、第3表に記載のとおりでございます。

8ページ、9ページからの歳入の主なものですが、款10地方交付税は補正の調整財源として計上するものです。

同じく款12分担金及び負担金では、国営土地改良事業負担金の繰上償還金を計上しております。

同じく款14国庫支出金の国庫負担金は、障害者介護給付費に係る国の負担分でございます。

次に、10ページ、11ページの項2国庫補助金は、これも障害者自立支援やがん検診に係る補助金でございます。

同じく款15道支出金の道負担金は、障害者介護給付費などに係る道の負担分でございます。

同じく項2道補助金は、議案第10号で条例制定されました福祉灯油事業と農業費では有機栽培等を実施している農業者への補助金を計上しております。

次に、12、13ページの款18繰入金で財政調整基金からの1億8,883万4,000円と款19繰越金は、補正財源として計上するものです。

次に、14、15ページの款21町債ですが、国保病院の医師確保対策事業に係る起債を計上しております。

次に、16、17ページをお開き願います。歳出の主なものを説明いたします。また、各科目の中で光熱水費の増額は電気料金の値上がりが必要ですので、説明は省略させていただきます。款2総務費、目2人事管理費は、人事院勧告による増額分を計上しております。

また、目7情報推進費の250万円は、N T Tの電柱移設工事に伴い町所有の光ケーブルの移設に伴う経費でございます。

目11諸費では、節22補償補填及び賠償金では所得税源泉徴収立てかえ分と節23償還金利子及び割引料では町税等過誤納還付金をそれぞれ計上しております。

次に、18、19ページの款3民生費、社会福祉総務費の節20扶助費の432万円は、燃油の増嵩に伴い福祉灯油給付事業を実施しようとするものです。

次に、20、21ページの老人福祉総務費、節28繰出金は、介護保険事業と介護サービス事業特別会計へ所要の繰り出しをしようとするものです。

同じく目5障害者福祉費、節20扶助費の439万6,000円は、利用者の増によるものです。

同じく項2児童福祉費、目4へき地保育所費の賃金120万円は、利用者の増によるものです。

次に、22、23ページの款4衛生費、目6病院費の1億8,010万1,000円は、国保病院事業会計への補助金を計上したものです。

同じく款6農林水産業費、農業総務費の205万円は、有機栽培を実施している農業者に対して助成をしようとするものです。資料ナンバー13を提出しております。

次に、24、25ページの日5農地費の253万5,000円は、国営土地改良事業負担金の繰上償還金でございます。

同じく項2水産業費、目3水産施設管理費の修繕料140万円は、ホイールローダーを修繕しようとするものです。

次に、26、27ページの款8土木費、項2道路橋梁費と項4港湾費では、各種修繕料や維持管理のための建設機械借上げ料などの経費を計上しております。

次に、28、29ページの項10住宅費の125万円は、町営住宅の小破修繕に対応しようとするものです。

同じく款9消防費の工事請負費は、民地から古い防火水槽が見つかったため撤去をしようとするものです。資料ナンバー14を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書8ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

○8番（木村俊広君） 防火水槽なのですけれども、見つかったという今表現があったと思うのですけれども、これについてちょっと説明願いたいと思います。

○消防長（山田春一君） 木村議員の質問にお答えします。

この防火水槽の工事請負費につきましては、建物所有者が建物の基礎の解体工事を依頼されたときに恐らく、これはちょっと私のほうでも確認はしておりませんが、大火前の防火水槽なのかなということで、工事中に発見されたものでございます。その詳細についてはちょっとわからないのですけれども、形式から見ると恐らく防火水槽ではないかなということで、町の関係課とも協議して工事請負費という形で計上させていただきました。

以上でございます。

○8番（木村俊広君） たまたま見つかったというような雰囲気なのですけれども、今後、今までも大丈夫だったのだから多分大丈夫なのだろうけれども、不足するとかそういうケースはこのことによって起きないということで、確認になりますけれども、よろしいですか。

○消防長（山田春一君） お答えいたします。

この防火水槽につきましては、ほとんど使用されていませんでした。それで、防火水槽

につきましても消火栓につきましても今のところ支障を来していることはございません。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 22、23、目6病院費ですけれども、このところに医師確保対策事業費と、こうあります。具体的にどういう事業を進めていくのかお伺いします。

○病院事務長（坂田明仁君） 医師確保対策事業費なのですけれども、去年から過疎債のソフト分を充てていただいて補助金という形で入れていただいております。2年くらいまでは赤字補填ということで単純に町から補填していただいた分を振りかえているという形です。この内容といたしましては、非常勤医師の報酬費、旅費、あと医師の紹介手数料もろもろが入っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。いいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第15号 平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） それでは、議案第15号について説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第2回目となるものでございます。

歳入歳出それぞれ20万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ30億6,800万5,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。まず、歳入について説明させていただきます。4ページをお開き願います。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金20万4,000円を補正するものでございます。

歳出について説明させていただきます。6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費19万9,000円は、平成26年度人事院勧告によります給与改定等

により補正するものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金、節23償還金利息及び割引料5,000円は、国庫負担金等精算償還金に不足が生じたため補正するものでございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第16号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第16号 平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（山田 仁君） それでは、議案第16号について説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第1回目となるものです。

歳入歳出それぞれ600万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億2,502万9,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。歳入について説明させていただきます。

4ページをお開き願います。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目2普通徴収保険料、節1現年度分保険料29万3,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合納付金の財源として過充当となるため減額するものです。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金、節1職員給与等繰入金153万7,000円の減額は、人事異動等に伴い精査をするものです。節2事務費繰入金174万7,000円の減額は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い事務費を減額するものです。

目2保険基盤安定繰入金、節1保険基盤安定繰入金283万2,000円の減額は、保険基盤安定負担金の額が確定しましたので、減額をするものです。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の40万5,000円の補正は、平成25年度繰越金を補正するものです。

6 ページをお開き願います。歳出について説明させていただきます。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の153万7,000円の減額は、歳入で説明しましたとおり、人事異動等に伴い精査をするものです。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金補助及び交付金446万7,000円の減額は、市町村療養給付費負担金の額が確定しましたので、事務費負担金163万5,000円を減額、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が確定しましたので、283万2,000円を減額するものです。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4 ページからです。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第17号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第17号 平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（住吉英勝君） 議案第17号について説明させていただきます。

本案は、平成26年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第2回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出それぞれ35万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億1,475万8,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。初めに、歳入について説明させていただきます。4 ページ、5 ページをお開き願います。款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目3 地域支援事業繰入金19万4,000円の補正は、職員の人件費に係る繰入金の補正であります。

同じく目4 その他繰入金16万3,000円の補正につきましても職員の人件費に係る繰入金を補正しようとするものです。

続きまして、歳出について説明させていただきます。6 ページ、7 ページをお開き願います。上段の款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費9万5,000円の補正につきまし

ては、職員の人件費等について補正しようとするものです。

同じく中段、款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費6万8,000円につきましても職員の人件費に係る補正であります。

6ページ、7ページ下段から8ページ、9ページの上段、款4地域支援事業費19万4,000円の補正につきましてもそれぞれ人件費等について補正しようとするものです。

以上、議案第17号の補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第18号

○議長（野村 洋君） 日程第21、議案第18号 平成26年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町介護サービス特別会計補正予算の第3回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に149万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億3,820万3,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入でございますが、款3繰入金及び款4繰越金につきましては、歳出でご説明いたします各経費の財源に充当するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページから7ページの歳出上段、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の節2給料から節4共済費までの関係は、給与の精査に伴う補正でございます。次に、節11需用費につきましては、11月からの電気料金の値上げ分と給湯配管漏水等の修繕を行うもの、節13委託料につきましては桜樹木剪定作業委託料でございます。

次に、下段の款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節2給料から節4共済費までの関係は、給与の精査に伴う補正でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第22 議案第19号

○議長（野村 洋君） 日程第22、議案第19号 平成26年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） それでは、議案第19号についてご説明申し上げます。

本案は、森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,486万円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入でございますが、款4繰入金、項1目1節1基金繰入金113万8,000円は、施設運営調整基金により繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、6ページ、7ページをお開き願います。款1項1目1総務事業費、節2給与から節4共済費までの7万円につきましては、職員1人分の給与改定に伴う人件費の差を精査したものでございます。次に、節11需用費106万8,000円の増額につきましては、電気料の値上げによる光熱水費の増額分でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第22、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第23 議案第20号

○議長(野村 洋君) 日程第23、議案第20号 平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長(坂田明仁君) それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第2回目となるものでございます。

第2条、平成26年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の部、第1款病院事業収益、既決予定額8億9,355万1,000円に1億8,010万1,000円を追加し、10億7,365万2,000円とするものでございます。

支出の部、第1款病院事業費用、既決予定額12億1,651万6,000円から6,640万9,000円を減額し、11億5,010万7,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の部、第1款資本的収入、既決予定額1億229万7,000円から8,000円を減額し、1億228万9,000円とするものでございます。

支出の部、第1款資本的支出、既決予定額1億6,342万6,000円から8,000円を減額し、1億6,341万8,000円とするものでございます。

第4条、債務負担行為の補正につきましては、平成27年度の院内清掃業務委託に係る債務負担の設定でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。第5条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものでございます。

企業債償還利息支払い金、既決予定額3,146万6,000円から8万5,000円を減額し、3,138万1,000円、経営健全化補助金、既決予定額629万8,000円に1億2,518万6,000円を追加し、1億3,148万4,000円、医師確保対策事業補助金5,500万円を追加補正するものでございます。

以下、4ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、

款1 病院事業収益、項2 医業外収益、目2 他会計補助金、補正予定額1億8,010万1,000円は、企業債利息支払い金、経営健全化補助金及び医師確保対策事業補助金でございます。

支出、款1 病院事業費用、項1 医業費用、目1 給与費7,994万1,000円の減額補正は、給与改定及び医師数などを精査したものでございます。

また、目3 経費1,361万7,000円の増額補正は、非常勤医師に係る報償費及び医薬品横領事件に係る損害賠償請求をするための委託契約によるものでございます。

また、項2 医業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費8万5,000円の減額補正は、平成25年度に借り入れた地方債の企業債利息を精査したものでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。資本的収入及び支出の収入、款1 資本的収入、項2 出資金、目1 出資金と支出、款1 資本的支出、項2 企業債償還金、目1 企業債償還金の補正予定額8,000円の減額補正は、平成25年度に借り入れた地方債の企業債償還金を精査したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○13番（三浦浩三君） 今病院の会計上のものは縷々説明いただきましたけれども、午前中の町長の答弁の中にもありましたけれども、現実として現在の病院の看護体制がほぼ充実の域にあるよという話もあるものですから、実際の診療の患者数なのか、入院患者数なのか、その辺の推移というものが改善されているのか、わかる範囲でもよろしいですので、その辺のご説明願えればと思います。

○病院事務長（坂田明仁君） 患者数の比較でございますけれども、11月末現在でございますが、平成25年との比較でいきますと入院で約500名増えております。1日平均で2名ということです。ただ、外来につきましては1,241人、1日平均7.4人減っているというふうになっております。

○13番（三浦浩三君） 入院は増えているけれどもという話なのですけれども、この辺で今後の対策として医師確保というものに本当に本腰入れなければだめだと思いますけれども、再三いろんなところで聞いていますけれども、その辺の手当ての方法、その辺のことというのは、町長、どうなのですか。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

医師確保につきましては、ここらで本腰というよりも最初から本気でやっております。常に全力で手だてをするために、先般ところどころでご答弁させていただいておりますが、道内の医大に関しましては全て時々行くたびに足を運ばせていただいたり、また道内の場合いろいろと競合がございます。面積が大変広くて、同じ大学にいろんな自治体が行くものですから、そういうものを避けながら、今後は中央のほうにもどんどん足がかりをつけて、広く広く確保できるような努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○2番（山田 誠君） 3ページの医業外収益1億8,010万1,000円、説明では経営健全化

補助金と医師確保対策の補助金と。一般会計では対策事業の起債で5,500万ついているということでございます。それで、今の1億8,010万1,000円が繰り出し基準内であるかどうか、まず最初にそれ1つ。

○病院事務長（坂田明仁君） 今回補正していただく1億8,000万につきましては、基準外繰入金という形になります。

○2番（山田 誠君） それで、この1億8,010万1,000円を繰り入れしたということで、平成26年度の国保病院の会計が赤字がゼロになるという理解でいいのですか。

○病院事務長（坂田明仁君） 去年までの会計制度であればほぼ去年と同じというふうな形で考えておきまして、新会計制度になってきますと新年度に支払われる手当、期末、勤勉手当、6月に払われる分なども今回の年度で予算化しておかなければならない、支出する形になるということで、その分については赤字になる可能性があるということです。

○2番（山田 誠君） そうすると、事業経営の部分はゼロで、職員の給与関係だけが出てくるということの理解でいいですか。

○病院事務長（坂田明仁君） 新会計制度で先ほども言いました次年度に支払わなければならないもの、あと今まで不納欠損で行っていたものは不納欠損でなくて……。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時33分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○病院事務長（坂田明仁君） 済みません。今まで不納欠損していたものについては、貸倒引当金という形で支出したことにするということで、それは今のところ予定では180万程度ありますので、その分も赤字計上という形になってくると思います。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第23、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第21号

○議長（野村 洋君） 日程第24、議案第21号 平成26年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億188万5,000円に107万4,000円増額し、支出総額を3億295万9,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の債務負担行為につきましては、水道事業会計予算第5条として債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載のとおり定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費64万6,000円と目5総係費42万8,000円の増額は、人事院勧告による職員給与費の補正によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第22号

○議長（野村 洋君） 日程第25、議案第22号 平成26年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第22号についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度森町公共下水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額

の4億8,205万7,000円に174万4,000円増額し、支出総額を4億8,380万1,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書き中の当年度分損益勘定留保資金1億3,393万5,000円を1億3,407万5,000円に改め、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の3億9,172万4,000円に14万円増額し、支出総額を3億9,186万4,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費167万6,000円と目4総係費6万8,000円の増額は、人事院勧告による職員給与費の補正によるものです。

4ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出について、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費14万円の増額は、人事院勧告による職員給与費の補正によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第25、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第26 議案第23号

○議長（野村 洋君） 日程第26、議案第23号 訴えの提起についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） それでは、議案第23号 訴えの提起について議案を読み上げてご説明申し上げます。

訴えの提起について。

次のとおり損害賠償金請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1、当事者、原告となるべき者、茅部郡森町、被告となるべき者、村上恵一。

2、請求の要旨、被告となるべき者は本町との雇用契約上の義務に違反し、平成14年4月12日ころから平成24年10月12日ころまでの間、森町国民健康保険病院で購入した医薬品

などを他へ転売するなどしてその代金をみずから取得し、長期間にわたり横領行為を繰り返して、本町に多額の損害を生じさせたため賠償金支払いの訴えを提起したい。

3、訴訟遂行の方針、(1)、函館市新川町23番25号、弁護士、米塚茂樹を訴訟代理人とし、訴訟の進行に応じ適切な処置をとる。(2)、必要があるときは適当と認める条件で当事者と和解する。(3)、判決に不服があるときは控訴及び上告をする。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

○4番(松田兼宗君) ちょっと確認したいのですが、3の(2)のところ、必要があるときは適当と認める条件で当事者と和解するというその適当な条件というのは、金額的というと新聞等によれば1億円という話が出ているのだけれども、どの程度までを言っているのかその辺考えをお聞かせください。

○総務課長(木村浩二君) 適当と認めるというこの適当という部分がいろいろなことが想定されると思います。ただ、今米塚先生にお願いしているのは、うちが推計した仕入額で約1億円ということで村上のほうと交渉しているということでございます。ただ、村上が争ってくる場合もあります。その場合にどこでどの金額あたりで落ちつけるかと、和解するかという話になるかと思えます。相手が弁護士を立てるのか、本人が言ってくるのか、そこはちょっとまだわかりませんが、ただうちとすれば刑事事件のときに村上が取得した金額を認めた7,800万円というのがあります。最低これは返済してもらおうという基本的な考え方でいきたいなと思っております。

○4番(松田兼宗君) そうすると、7,800万、結局病院で仕入れた医薬品よりも安く売っているからという話で1億円という額出しているというふうに理解していいのですよね。わかりました。

○15番(黒田勝幸君) いよいよかなという感じ持っております。これやってみなければわからないけれども、大体何カ月とか1年とか日程的にはどのぐらい予想していらっしゃいますか。

○総務課長(木村浩二君) 先日この件について米塚先生とも話をしたところ、本日議決をいただきますと米塚先生と委託契約を締結するという運びになります。その後必要な書類等を整えて事務的なものも含めれば、もう年末ですので、先生のほうは年明けにでも地裁に訴状を出したいということでございます。それを地裁が受けて、判決ということになればやはり2カ月はかかるのかなというお話はされていましたが、ただ村上がどういう形で出てくるかが想定できませんので、まだ延びる可能性もあるのかなというふうには考えてございます。

○13番(三浦浩三君) これ損害賠償の請求ですから、訴訟費用は当然のように先方に請求できる権利があると思えますけれども、その辺の確認。

○病院事務長(坂田明仁君) 訴訟費用につきましては、今回訴状の中に訴訟費用は被告の負担とするという文言も入れるようになっておりますので、被告のほうからもらうとい

う形になると思います。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第26、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第27 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第27、意見書案第1号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第27、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第28 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第28、意見書案第2号 漁業用燃油に係る軽油取引税免税措置の堅持に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第28、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議員派遣の件について

○議長（野村 洋君） 日程第29、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第30 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第30、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして平成26年第1回森町議会12月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、平成26年第1回森町議会12月会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

休会 午後 1時49分